



# 第74回国民体育大会冬季大会

スケート競技会・アイスホッケー競技会

## 実施要項

北国の雪と氷に刻む雪



イランカラップテくしろさっぽろ国体

公益財団法人日本スポーツ協会  
文 部 科 学 省  
北 海 道  
公益財団法人日本スケート連盟  
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟  
釧 路 市

## 目 次

1	競技会日程と会場一覧表	1
2	実施要項総則	2
	※交代(変更)届・棄権届	13
3	各競技実施要項	15
4	式典次第	25
5	宿泊要項	27
6	輸送交通要項	31
7	医療救護要項	33
8	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	34
9	国民体育大会会長トロフィー授与規程	35
10	関係団体事務局一覧	36

# 1 競技会日程と会場一覧表

正式競技：スケート、アイスホッケー

会場地	式典・競技	日 程					会 場	所 在 地	
		平成 31 年 1 月		平成 31 年 2 月					
		30 (水)	31 (木)	1 (金)	2 (土)	3 (日)			
釧路市	開始式	午前 ◎					釧路市民文化会館	釧路市治水町 12-10	
	表彰式					午後 ◎			
	スケート	スピード		○	○	○	○	釧路市柳町 スピードスケート場	釧路市柳町 1-1
		フィギュア	○	○	○	午前 ○		釧路市春採 アイスアリーナ	釧路市春採 7 丁目 1-5
		ショート トラック				午後 ○	○		
	アイスホッケー (成年・少年)		○	○	○	○	○	日本製紙アイスアリーナ (釧路アイスアリーナ)	釧路市鳥取大通 3 丁目 6-33
		○	○	○	○	○	釧路市柳町 アイスホッケー場	釧路市柳町 1-1	

(凡例) ◎ 開始式・表彰式 ○ 競技日

## 全国会議

	全国代表者会議	全国報道員会議
日時	平成 31 年 1 月 29 日 (火) 13:00~	平成 31 年 1 月 29 日 (火) 15:00~
会場	釧路プリンスホテル	釧路プリンスホテル
住所	釧路市幸町 7 丁目 1	釧路市幸町 7 丁目 1
電話番号	0154-31-1111	0154-31-1111

## 2 実施要項総則

### 開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康推進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

第74回国民体育大会冬季大会「イランカラテくしろさっぽろ国体」スケート競技会・アイスホッケー競技会は、「北国の 雪と氷に 刻む夢」のスローガンのもと、自然豊かな北海道の地で、「イランカラテ」を合言葉におもてなしの心をもって、全国から訪れる参加者を温かく迎え、北海道・釧路市の魅力を全国に発信するとともに、氷上競技の普及・発展と生涯スポーツの実現に寄与することを目指して開催する。

### 実施方針

#### 1 実施競技

正式競技：スケート、アイスホッケー

#### 2 会期及び会場地

競技会名	会期	会場地
スケート競技会 アイスホッケー競技会	平成31年1月30日（水）～2月3日（日）5日間	釧路市

#### 3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

#### 4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例（TUE）」の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が未成年者（20歳未満）の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

#### 5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/>】

##### (1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

- (ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）
- (イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者
- a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【平成31年1月7日（月）】に1年以上在籍していること。
  - b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。
- (ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者
- a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。
  - b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと
- [注] 上記(ウ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同様に扱う。
- イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。
- ウ 第72回又は第73回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第72回又は第73回大会と異なる都道府県から参加することはできない。
- (ア) 成年種別
- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
  - b 結婚又は離婚に係る者
- [注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
- c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）
  - d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）
- (イ) 少年種別
- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
  - b 結婚又は離婚に係る者
  - c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
- [注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
- d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）
- エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
- オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。
- カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
- キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
- (ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これに通過した者であること。
  - (イ) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。
  - (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
- ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技にお

ける対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1 「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成30年4月30日以前から各競技会終了時（平成31年2月3日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記3 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 一家転住に係る者（別記2 『一家転住等』に伴う特例措置）による。）
- b 別記3 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記4 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、平成12年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、平成12年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区別している種別へ参加する者の年齢計算は、平成30年4月1日を基準とする。

イ スケート競技については、中学3年生（平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者）が参加できるものとする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

## 別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

- (1) 居住地を示す現住所
- (2) 勤務地
- (3) ふるさと

2 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミー

に係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。

5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

7 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

## 別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限〔国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)〕に抵触しないものとする。

(1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。

(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

ア 親の転勤による一家の転居

イ 親の結婚、離婚による一家の転居

ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

(3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。

ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を報告し了承を得ること。

2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

(1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

## 別記3【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置(以下「本特例」という。)」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第23回オリンピック冬季競技会（2018年・平昌）に参加した者。
- (2) 平成30年10月31日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。
  - ア JOC オリンピック強化指定選手
  - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
  - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手[注] 強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

## 2 特例の内容

### (1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

### (2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

#### ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成30年4月30日以前から各競技会終了時（平成31年2月3日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

#### イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成30年4月30日以前から各競技会終了時（平成31年2月3日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

## 3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）のとおりとする。

## 別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

### 1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県との6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。



## 2 特例の内容

### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

#### <特例の対象者>

被災地域から避難等、災害の影響のよるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ア 平成 23 年 3 月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。
- イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成 30 年 4 月 30 日以前から各競技会終了時（平成 31 年 2 月 3 日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

### (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 72 回及び第 73 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

#### <特例の対象者>

被災地域から避難等、災害の影響のよるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- (ア) 平成 23 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。
- (イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成 30 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「住居を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 74 回大会に参加した者が、第 75 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- <例>
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
  - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
  - 他の都道府県に避難先を移す場合

- (3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ア 卒業中学校又は卒業高等学校の所在地
- イ 災害の発生した時点で在籍していた中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

平成 23～24 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者

## 6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第 1 位から第 8 位までの都道府県に与え、次の 2 種類とする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
競技・種別	フィギュア	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	アイスホッケー	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	スピード ショートトラック	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は 10 点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技会の総合成績は、競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

## 7 表彰

- (1) 各正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の各種別及び各種目の第 1 位から第 8 位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に 1 枚、

さらに、その都道府県名と個人名を記載したもの又は都道府県と各チーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

## 8 参加申込方法

- (1) 都道府県の体育・スポーツ協会会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第74回国民体育大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日は、平成31年1月7日（月）とする。
- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議のうえ、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項13ページ）にて届け出なければならない。

なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人 日本スケート連盟

イ 公益財団法人 日本アイスホッケー連盟

ウ 第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会（スケート競技会・アイスホッケー競技会事務局）

[注] スケート競技（スピード、ショートトラック、フィギュア）参加者については、ア、ウに、アイスホッケー競技参加者については、イ、ウに提出するものとする。

なお、日本スポーツ協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

## 9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式（本要項13ページ）を用いるものとする。

## 10 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団（視察員を除く。）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、1人あたり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参加区分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	2,000円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4,000円

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会できりまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日

平成31年1月7日（月）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本スポーツ協会

## 11 宿泊申込

大会参加者は、第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込みものとする。

## 12 参加選手団本部役員編成

参加選手団本部役員編成は、次のとおりとする。

- (1) 1都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。  
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。  
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 参加選手団本部役員の1日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 参加選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に第8項に定める方法により行う。

## 13 視察員

- (1) 視察員は、1都道府県3名以内とする。ただし、平成32年以降の国民体育大会冬季大会の開催が決定又は内定している県については、20名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、第8項に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

## 14 大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章  
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章  
視察員

## 15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

## 16 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会、第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会釧路市実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

- (1) 個人情報の取扱い  
ア 利用目的  
大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機

関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

#### イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 競技会プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

#### ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法により公表することがある。

- (ア) 第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

### (2) 肖像権に関する取扱い

#### ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

#### イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

#### ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

### (3) 対応

#### ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

#### イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

## 17 都道府県大会及びブロック大会等

本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議のうえ、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。なお、1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議のうえ、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

## 18 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む。）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を日本スポーツ協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

## 19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われなかった場合、又は参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

**第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会  
参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】※いずれかに○**

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

**1 参加申込者**

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

**2 交代（変更）・棄権の理由**

**3 交代（変更）者 ※棄権の場合は記入不要**

フリガナ			生年月日	年 月 日生（ 歳）	
氏 名					
所属区分※1		所属の所在地※2			
プログラム記載用所属					
第 72 回大会 参加都道府県		第 73 回大会 参加都道府県		例外適用 ※3	
中央競技団体 登録の有無	有 ・ 無	有 の 場 合 登録番号等			
その他の必要事項（身長、体重、記録等）					

※1 第 74 回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれかを選択して参加したかを記入。

成年種別 ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 ウ ふるさと

少年種別 ア 居住地を示す現住所 イ 「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地  
ウ 勤務地

※2 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※3 今回(第 74 回大会)と第 73 回大会（不出場の場合は第 72 回大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。〔1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと（成年）  
4. 一家転住（少年） 5. 東日本大震災に係る特例〕

平成 年 月 日

当該中央競技団体会長（代表者） 殿

第 74 回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会会長 殿

\_\_\_\_\_  
体育・スポーツ協会

\_\_\_\_\_  
会長（代表者） 印

\_\_\_\_\_  
協会・連盟

\_\_\_\_\_  
会長（代表者） 印

## 第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

### 1 交代（変更）手続

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続を行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認したうえで、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、当該中央競技団体及び開催県実行委員会宛提出すること。
- (2) 当該中央競技団体提出用には、当該中央競技団体に確認のうえ、診断書等必要書類を添付すること。
- (3) 交代（変更）届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※1）及び当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

### 2 棄権手続

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続をとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要な事項を記入し、当該競技会責任者（※2）宛に指定のFAX番号へFAXにて提出すること。（開催県実行委員会には提出不要）  
なお、原本は提出後必ず保管し、下記3に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。
- (2) 棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※1）の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）
- (3) 中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

### 3 大会終了後の手続

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに中央競技団体は次の手続を行うこと。

- (1) 都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続後の参加申込情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後2週間以内に、次のものを公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。
  - ア 中央競技団体は、棄権届。（写し）
  - イ 都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧。

※1 「都道府県選手団連絡責任者」は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめのうえ、中央競技団体に通知する。

※2 「競技会責任者」及び「指定FAX番号」は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめのうえ、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。



### 3 各競技実施要項

#### ◇ 正式競技 ◇

#### 〔1〕 スケート競技

##### 1 期 日 平成31年1月30日(水)から2月3日(日)まで〔5日間〕

実施競技	競技期間
スピード	平成31年1月31日(木)～2月3日(日)
ショートトラック	平成31年2月2日(土)～2月3日(日)
フィギュア	平成31年1月30日(水)～2月2日(土)

##### 2 会場

実施競技	競技期間
スピード	釧路市柳町スピードスケート場
ショートトラック	釧路市春採アイスアリーナ
フィギュア	

##### 3 種別、種目及び参加人員

###### (1) 種別及び種目

###### ア スピード

種別	種目
成年男子	500m・1000m・1500m・5000m・2000mR
成年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mR
少年男子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m・2000mR
少年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mR

###### イ ショートトラック

種別	種目
成年男子	500m・1000m・5000mR
成年女子	500m・1000m・3000mR
少年男子	500m・1000m
少年女子	500m・1000m

###### ウ フィギュア

種別	種目
成年男子	ショートプログラム フリースケーティング
成年女子	
少年男子	
少年女子	

## (2) 参加人員

種 別	監督数	選手数	小 計	都道府県数	合 計
成年男子	12名以内	30名以内	1都道府県 66名以内	47	858名以内
成年女子					
少年男子					
少年女子					

各都道府県は、監督12名、選手54名、計66名以内で編成し、各種別、各種目の参加者数は上記のとおりとする。

ただし、総計858名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。

### ア スピード

(ア) 各都道府県のエントリーは、前年度の国体で各種別の総合順位が1～16位までの都道府県は各種別最大8名まで、17位以下の都道府県は各種別最大5名までとする。

ただし、国体開催県が17位以下の場合は16位に繰り上げる。

各都道府県の種別順位が16位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点を与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離(3000m・5000m・10000m)に限り、1位12点、2位11点、3位10点、4位9点、5位8点、6位7点、7位6点、8位5点、9位4点、10位3点、11位2点、12位1点とする。

(イ) 1種目2名以内、1名2種目(リレーは除く。)以内とする。

また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは1チーム6名以内とし、競技は4名で行う。

(ウ) エントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準じる。

(エ) スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

### イ ショートトラック

(ア) 前年度国体で、各種別の総合順位が1～8位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記8位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ8位まで、計16の都道府県は、成年男女種別各5名以内、少年男女種別各2名以内とし、17位以下の都道府県は各種別1名とし、国体開催県が17位以下の場合は、16位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。

前年度の国体の各都道府県の種別順位が8位までの中に得点が得られなかった場合は、全日本都道府県対抗競技会の成績による。

(イ) 1種目2名以内、1名2種目(リレーは除く。)以内とする。

また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは1チーム5名以内とし、競技は4名で行う。

16位までの都道府県少年男女種別と17位以下の都道府県各種別については、エントリー後に病気、けが等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

(ウ) 上記以外のエントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準じる。

(エ) ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督は、スピード、ショートトラック、フィギュア合わせて12名以内とする。

#### ウ フィギュア

(ア) 参加人数は、各種別とも1都道府県1チーム2名とする。

参加都道府県は、①から③に該当する最大16チームである。

① 前年度の国体で、各種別の総合順位が上位8チームで今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

② 第74回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム

③ 開催都道府県で今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

(イ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュア合わせて12名以内とする。

### 4 競技上の規定及び競技方法

#### (1) スピード

ア 公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。

トラックは、「387.36m標準シングルトラック（Cタイプ）」を使用する。

イ 競技は、個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。

(イ) 決勝出場者

① 8名以内（男女500m、男女1000m、男女1500m）

② 12名以内（男子5000m、男子10000m、女子3000m）

(ウ) 出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。

ただし、申込者数が9名の場合は、予選を行わず決勝とする。

(エ) 男女500m、1000m、1500mについては、出場者数により準決勝を行うことができる。

(オ) 組合せにあたっては、イベントコーディネーター、レフェリー及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

ウ リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始1時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申出は、リレー競技開始30分前までとする。

エ 責任先頭制の競技方法を採用する。

(ア) 責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。

1000m（1回）、1500m（1回）、3000m（2回）、5000m（4回）、10000m（8回）

(イ) 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000mを除きスタート後最初の判定ラインを除外する。

(ウ) 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順とする。ただし、男子10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未完了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得の者が到着順にこれに続く。

オ 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

#### (2) ショートトラック

ア 公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。

トラックは、標準ショートトラックを使用する。

イ 競技は、個人及び都道府県対抗とする。

ウ 出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。

なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。

(イ) レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は4名までの編成とする。

(ウ) レフェリー救済者を除き、各レースの1位、2位の者は次のラウンドに進出できる。

(エ) 同種別のレースの間に最低20分間の休憩時間をおく。

(オ) 成年男子リレーの予選、準決勝は3000mで行う。

エ 各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバッジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。

また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。組合せにあたっては、イベントコーディネーター、レフェリー、コンペチターズスチュワード及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

オ 順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、1～8位を決定する。

### (3) フィギュア

ア 公益財団法人日本スケート連盟フィギュアスケート競技特別規則に準ずる。

採点は、ISU ジャッジングシステムによる。

イ 各種別参加選手32名以内によってショートプログラムを行い、上位24名によるフリースケーティングを行い、2名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。

数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。

※注意① 1名では参加できない。

② 2名申込みの場合でも1名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。

ウ 本大会においてショートプログラム終了以前に1名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。

ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。

エ 予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なってもかまわない。

オ 本選において選手の変更のある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ1名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。

### カ 競技課題

ショートプログラムは、2018年国際スケート連盟規程第611条に基づき、少年はISUジュニア課題、成年はISUシニア課題とする。

フリースケーティングは、2018年国際スケート連盟規程第612条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアのISU規則に準ずる。

### キ 滑走時間

(ア) ショートプログラム滑走時間は、2分40秒プラス/マイナス10秒とする。

(イ) フリースケーティング滑走時間は、成年男子・成年女子4分プラス/マイナス10秒、少年男子・少年女子3分30秒プラス/マイナス10秒とする。

ク 音楽は、CD、MDのいずれかを使用することとし、最初から再生できるものとする。

また、必ず予備の音源（提出したものは別の媒体）も持参すること。

ケ 演技予定要素リストは、参加選手個人において平成31年1月7日（月）までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「マイページ」より登録すること。

<https://www.skatingjapan.jp/mypage/>

なお、登録できない場合は都道府県単位でまとめて下記へ送付すること。

期 限 平成 31 年 1 月 7 日 (月)

送付先 〒085-0037

北海道釧路市柳町 1 番 1 号

釧路市柳町スピードスケート場内

第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会釧路市  
実行委員会事務局

コ 滑走順抽選は監督会議において行う。

## 5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、参加者は次のとおりとする。

### (1) 監督

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケート指導員、  
公認スケートコーチ、公認上級スケートコーチ、又は公認スケート教師の資格を有すること。

### (2) スピード

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有す  
る者。（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

### (3) ショートトラック

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有す  
る者。（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

### (4) フィギュア

各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合5級以上の資格を  
有する者。

ただし、中学3年生が参加する場合は、バッジテスト総合6級以上とする。

## 6 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、  
その得点の多い都道府県順に第1位から第8位までを決定する。

ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

### (1) 競技得点の種類

ア 各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ 種別に与える得点競技：フィギュア

### (2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	スピード、ショートトラック 各種目(リレーを含む。)とも、1位8点、2位7点、3位6点、 4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点 を与える。
		フィギュア 各種別とも、1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、 5位12点、6位9点、7位6点、8位3点の競技得点を与える。

※ 同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(3) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点 10 点を与える。

ただし、第 74 回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

## 7 表彰

(1) 男女総合成績及び女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 男女総合成績第 1 位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(3) 競技の各種別及び種目の第 1 位から第 8 位までに賞状を授与する。

ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に 1 枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

## 8 諸会議

(1) 抽選会

ア スピード

日 時 平成 31 年 1 月 11 日（金） 14：30～

場 所 釧路市柳町スピードスケート場

電 話 0154-65-1584

イ ショートトラック

日 時 平成 31 年 1 月 11 日（金） 13：00～

場 所 釧路市柳町スピードスケート場

電 話 0154-65-1584

(2) 監督会議

ア スピード

日 時 平成 31 年 1 月 30 日（水） 15：00～

場 所 釧路プリンスホテル

電 話 0154-31-1111

イ ショートトラック

日 時 平成 31 年 2 月 1 日（金） 13：00～

場 所 釧路プリンスホテル

電 話 0154-31-1111

ウ フィギュア

日 時 平成 31 年 1 月 29 日（火） 14：00～

場 所 釧路プリンスホテル

電 話 0154-31-1111

(3) 競技役員会議等

ア スピード

日 時 平成 31 年 1 月 30 日（水） 17：00～

場 所 釧路市柳町スピードスケート場

電 話 0154-65-1584

イ ショートトラック

日 時 平成 31 年 2 月 1 日 (金) 14 : 00～  
場 所 釧路プリンスホテル  
電 話 0154-31-1111

ウ フィギュア

日 時 平成 31 年 1 月 29 日 (火) 12 : 30～  
場 所 釧路プリンスホテル  
電 話 0154-31-1111

## 9 その他

その他の事項については、総則の定めによる

## 〔2〕 アイスホッケー競技

### 1 期日 平成31年1月30日（水）から2月3日（日）まで〔5日間〕

種別	30日（水）	31日（木）	1日（金）	2日（土）	3日（日）
成年男子	1回戦	2回戦	準々決勝	準決勝 順位戦 順位決定戦	決勝 3位決定戦
少年男子		1回戦	準々決勝 順位戦	準決勝 順位決定戦	決勝 3位決定戦

### 2 会場

会場地	競技会場
釧路市	日本製紙アイスアリーナ（釧路アイスアリーナ） 釧路市柳町アイスホッケー場

### 3 種別及び参加人員

種別	監督	選手	参加都道府県	小計	合計
成年男子	1	16	26	442	663
少年男子	1	16	13	221	

### 4 競技上の規定及び競技方法

- (1) アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。
- (2) トーナメント方式により、第1位から第8位までを決定する。
- (3) 第5位から第8位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。
- (4) 競技時間  
1試合を第1、第2、第3ピリオドの3回に分け、ピリオド間にインターバルを挟み、試合を行う。  
本大会では、成年1回戦、2回戦、準々決勝、順位決定戦、少年1回戦、準々決勝、順位決定戦はそれぞれ各ピリオド正味15分で行い、成年、少年とも準決勝、3位決定戦、決勝は、各ピリオド正味20分で行う。インターバルは10分とする。
- (5) 競技終了時に同点の場合  
5分間のサドン・ヴィクトリー方式による3on3の延長戦を行う。なお、決しない場合は、3名によるゲーム・ウイニングショットを行う。それでも決しない場合は、1名ずつのサドン・ヴィクトリー方式によるゲーム・ウイニングショットを行う。
- (6) 成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールキーパー1名を含め、16名以内とする。  
なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、0対15で当該チームの敗戦とする。

### 5 予選方法

- (1) 予選は都道府県大会及びブロック大会とする。
- (2) 都道府県大会は、各都道府県連盟の主催とし、ブロック大会は所属都道府県連盟の共催開催地連盟の主管とする。



(3) ブロック大会の所属都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック名	都 道 府 県 名	成年	少年
北海道 (開催地)	北海道	1	1
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	4	2
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨	5	4
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
計		26	13

## 6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、参加する選手は次のとおりとする。

- (1) 本年度アジアリーグに出場したチームに所属登録された者は出場できない。
- (2) 本大会の参加人員は、「アイスホッケー競技要項」3によるが、選手については、各都道府県大会、ブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。
- (3) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケー指導員、公認アイスホッケーコーチ又は公認アイスホッケー上級コーチ（旧資格制度により資格を取得し、平成17年度以降、新資格制度において上級コーチへ移行した者）の資格を有すること。

## 7 総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に第1位から第8位までを決定する。

ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

### (1) 競技得点

天皇杯対象種別	競 技 得 点
成年男子 少年男子	各種別の1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。 ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

### (2) 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

### (3) その他

ア 総合成績（天皇杯得点）の決定は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と公益財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

## 8 表彰

- (1) 総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

- (2) 総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各種別の第1位から第8位までに賞状を授与する。  
賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

## 9 参加上の注意

- (1) 監督会議には、必ずユニフォーム（セカンドユニフォームも）を持参すること。  
また、平成31年1月7日（月）までにチームのホーム用及びビジター用ユニフォームの写真データをCDで郵送又はEメールで、下記へ送付すること。  
送付先 〒085-0037  
北海道釧路市柳町1番1号  
釧路市柳町スピードスケート場内  
第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会釧路市実行委員会事務局  
メールアドレス：ko-kokutai@city.kushiro.lg.jp
- (2) アイスホッケー公式国際競技規則第31条及び35条に基づき、国体少年の部に参加するプレーヤーは、フルフェイス・マスクと首とのどのプロテクター及びマウスピースを着用しなければならない。ゴールキーパーについては、18歳未満の規則を適用する。
- (3) その他の事項は、「2 実施要項総則」15によるものとする。

## 10 諸会議

- (1) 抽選会
  - 日 時 平成31年1月11日（金） 11:00～
  - 場 所 釧路市柳町スピードスケート場
  - 電 話 0154-65-1584
  
- (2) 監督会議
  - 日 時 平成31年1月29日（火） 16:00～
  - 場 所 釧路プリンスホテル
  - 電 話 0154-31-1111

## 11 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

## 4 式 典 次 第

### 【第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

#### 開始式

期 日 平成31年1月30日(水)  
場 所 釧路市民文化会館

順	次 第	時 刻
1	開 場	9:30
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	10:00
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	10:25
4	歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	10:30
5	参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介	10:50
6	開 式 通 告	11:15
7	競 技 会 開 始 宣 言	11:16
8	国 旗 儀 礼	11:19
9	大 会 旗 ・ 日 本 ス ポ ー ツ 協 会 旗 ・ 実 施 競 技 団 体 旗 儀 礼	11:21
10	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	11:23
11	日 本 ス ポ ー ツ 協 会 あ い さ つ	11:27
12	ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ	11:30
13	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	11:33
14	歓 迎 の こ と ば	11:36
15	選 手 代 表 宣 誓	11:42
16	閉 式 通 告	11:45
17	役 員 ・ 選 手 団 解 散	11:46

# 【第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

## 表彰式

期 日 平成31年2月3日(日)

場 所 釧路市民文化会館

順	次 第	時 刻
1	開 場	15:00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	15:30
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	15:59
4	開 式 通 告	16:00
5	成 績 発 表	16:01
6	ス ケ ー ト 競 技 会 表 彰 状 授 与	16:09
7	ス ケ ー ト 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	16:25
8	ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 表 彰 状 授 与	16:28
9	ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	16:36
10	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	16:39
11	会 場 地 あ い さ つ	16:42
12	国 旗 儀 礼	16:48
13	競 技 会 終 了 宣 言	16:50
14	閉 式 通 告	16:51
15	役 員 ・ 選 手 団 解 散	16:52

## 5 宿 泊 要 項

### 1 目 的

この要項は、第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊業務に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 基本方針

第 74 回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会並びに第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会釧路市実行委員会は、合同で第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

### 3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務にあたりるとともに、これに関する紛議が発生した場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

### 4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行うホテル・旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用するものとする。
- (2) 会場地市内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣の市町村の宿泊施設を利用するものとする。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

### 5 配 宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (3) 1 人の宿泊に要する広さは、3.3 m<sup>2</sup>（2 畳）以上とする。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

### 6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊及び素泊まり
  - ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。
  - イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

区 分	消費税	宿泊料金		備 考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設	税抜	7,500円～12,000円	5,250円～8,400円	通常のサービス・奉仕料及び暖房量を含む。
	税込	8,100円～12,960円	5,670円～9,072円	

[注] 「1泊2食」宿泊料金は500円刻み(税抜)とする。

「素泊まり」料金は「1泊2食」料金の70%相当とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は当日の9時まで、朝食の場合は前日の18時まで、に宿舎に申し出た場合に限り行うのとし、次のとおりとする。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の80%相当とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の90%相当とする。

区 分	消費税	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	6,000円～9,600円	6,750円～10,800円
	税込	6,480円～10,368円	7,290円～11,664円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。)が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備 考
宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金(税抜)とする。
宿泊予定日の5日前から宿泊予定日前日まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の50%	
旅行開始後又は無連絡	宿泊料金(税抜)の全額	

[注] 荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎

と協議して取消料を決定する。

イ 選手・監督が、競技敗退後又は荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取消する場合は、アの定めに関わらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備 考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊の取消し	宿泊料金（税抜）の50%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日翌日以降の宿泊の取消し	不要	

ウ 宿泊申込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、ア及びイの定めに関わらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎に直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

#### (9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、平成31年1月26日（土）15時から平成31年2月4日（月）10時までとする。

## 7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネット、FAX又は郵送で配宿センターに行うものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX及び郵送では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県本部役員にあつては、第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めないものとする。

(2) 宿泊申込みは、実施要領の申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めないものとする。

## 8 宿泊の変更及び取り消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めないものとする。

なお、不適切な対応が生じた場合は、日本スポーツ協会国民体育大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネット又はFAXで速やかに配宿センターに行うものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、FAXでは到達した日時とする。

(3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

## 9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元産食材が活用され、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込みものとする。  
なお、昼食(弁当)料金は次のとおりとする。

区 分	消費税	料 金
昼食弁当 (お茶を含む)	税抜	834 円以内
	税込	900 円以内

## 10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舍の指示に従い、指示された場所に保管するものとする。

## 11 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。



## 6 輸送交通要項

### 1 目的

この要項は、第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送交通について、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 基本方針

第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）並びに第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会釧路市実行委員会（以下「釧路市実行委員会」という。）は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関及び団体等の協力を得て、安全で正確な輸送を図るものとする。

### 3 輸送対策

#### (1) 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、必要に応じて、関係機関等の協力等を得て、輸送力の確保に努める。

#### (2) 会場地における輸送

##### ア 大会参加者

##### (ア) 開始式・表彰式

近距離を除き、北海道実行委員会又は釧路市実行委員会がシャトルバス等による計画輸送を行う。

##### (イ) 大会期間中

各競技会場への輸送は、北海道実行委員会又は釧路市実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

##### (ウ) 各種会議

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。

##### イ 一般観覧者

原則として公共交通機関等を利用する。ただし、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じて北海道実行委員会又は釧路市実行委員会がシャトルバス運行等の措置を講じる。

##### ウ その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

### 4 案内所の設置

北海道実行委員会及び釧路市実行委員会は、輸送交通の案内のため必要に応じて案内所を設置する。

## 5 交通安全対策

### (1) 交通規制

ア 開始式・表彰式会場及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う

イ 大会関係車両についても、交通規制に従い、安全運転の励行に努める。

### (2) 自家用車の利用

ア 大会参加者の自家用車等での来場は、できる限り自粛に努めること。

イ 大会参加者が、大会期間中、やむを得ず自家用車等を利用する場合は、各会場周辺において通行を規制する必要があるため、北海道実行委員会又は釧路市実行委員会と連絡調整を行うものとする。

ウ 輸送交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着又は携行し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

### (3) 駐車場

ア 大会関係車両は、指定された駐車場を利用すること。

イ 各駐車場においては、駐車収容能力に限度があるため、係員による駐車箇所の指定及び誘導等の指示に従うこと。

## 6 その他

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

## 7 医療救護要項

### 1 目的

この要項は、第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員及び一般観覧者等における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 基本方針

第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）並びに第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会釧路市実行委員会（以下「釧路市実行委員会」という。）は、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

### 3 医療救護対策

#### (1) 救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、看護師（保健師）、アスレティックトレーナー、救護係員等により必要に応じた編成を行う。
- オ 救護所では、応急処置を行うものとし、状況に応じて医療機関に移送する。

#### (2) 医薬品、救急自動車等の配備

- ア 救護所には、応急処置の万全を期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。
- イ 救護所には、別途関係機関と協議のうえ、必要に応じて救急自動車を配備する。

#### (3) 宿舎等における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出たうえ、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者のいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

### 4 医療費の負担

救護本部、救護所及び救急自動車に要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

### 5 業務の分担

- (1) 医療救護業務の統括は、北海道実行委員会が担当する。
- (2) 大会の開始式・表彰式会場、競技会場及び宿舎における医療救護は、北海道実行委員会と釧路市実行委員会が連携し担当する。

### 6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

## 8 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

## 9 国民体育大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行うものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

## 10 関係団体事務局一覧表

団 体 名	所 在 地	TEL
		FAX
公益財団法人 日本スポーツ協会	〒150-8050 東京都渋谷区神南1丁目1-1 岸記念体育会館内	(03)3481-2217
		(03)3481-2284
スポーツ庁 競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2	(03)-6734-2999
		(03)-6734-3793
公益財団法人 日本スケート連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南1丁目1-1 岸記念体育会館内	(03)3481-2351
		(03)3481-2350
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南1丁目1-1 岸記念体育会館内	(03)3481-2404
		(03)3481-2407
公益財団法人 北海道体育協会	〒062-8572 北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 北海道立総合体育センター内	(011)820-1701
		(011)833-0705
一般財団法人 北海道スケート連盟	〒062-0905 北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 北海道立総合体育センター内	(011)833-0701
		(011)833-0777
一般財団法人 北海道アイスホッケー連盟	〒062-0905 北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 北海道立総合体育センター内	(011)788-2811
		(011)788-2812
第74回国民体育大会冬季大会 北海道実行委員会事務局	〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部スポーツ局 スポーツ振興課内	(011)204-5209
		(011)232-8695
第74回国民体育大会冬季大会 北海道実行委員会スケート競技会・ アイスホッケー競技会事務局	〒085-0037 北海道釧路市柳町1-1 釧路市柳町スピードスケート場内	(0154)65-1584
		(0154)65-1743
第74回国民体育大会冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会 釧路市実行委員会事務局		



# 第 74 回国民体育大会冬季大会

スキー競技会

実 施 要 項

北国の雪と氷に刻む夢



イランカラップテくしろさっぽろ国体

公益財団法人日本スポーツ協会  
文 部 科 学 省  
北 海 道  
公益財団法人全日本スキー連盟  
札 幌 市

# 目 次

1	競技会日程と会場一覧表	1
2	スキー競技実施要項	2
	※交代(変更)届・棄権届	15
3	式典次第	17
4	宿泊要項	19
5	輸送交通要項	22
6	医療救護要項	24
7	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	25
8	国民体育大会会長トロフィー授与規程	26
9	関係団体事務局一覧	27



# 1 競技会日程と会場一覧表

## 1 スキー競技会

会場地	式典・競技	日 程				会 場	所 在 地
		平成 31 年 2 月					
		14 (木)	15 (金)	16 (土)	17 (日)		
札幌市	開 始 式	午後 ◎				札幌文化 芸術劇場	中央区北 1 条 西 1 丁目
	表 彰 式				午後 ◎	北海道立道民 活動センター	中央区北 2 条 西 7 丁目
	ジャイアントスラローム		○	○	○	サッポロテイネ	手稲区手稲 本町 593-3
	スペシャルジャンプ	◇	○			宮の森ジャンプ 競技場	中央区宮の森 1 条 18 丁目
	コンバインド	ジャンプ		◇	○		
		クロスカントリー			○		白旗山競技場
クロスカントリー		○	○	○			

(凡例) ◎開始式・表彰式 ○競技日 ◇公式練習日

## 2 全国会議

会 議 名	日 時	会 場	所 在 地
全国代表者会議	平成 31 年 2 月 13 日 (水) 13:00	札幌コンベンシ ョンセンター	白石区東札幌 6 条 1 丁目
全国報道員会議	平成 31 年 2 月 13 日 (水) 16:00		

## 3 監督会議

会 議 名	日 時	会 場	所 在 地
ジャイアントスラローム	平成 31 年 2 月 13 日 (水) 14:30	札幌コンベンシ ョンセンター	白石区東札幌 6 条 1 丁目
スペシャルジャンプ コンバインド	平成 31 年 2 月 13 日 (水) 14:30		
クロスカントリー	平成 31 年 2 月 13 日 (水) 14:30		

## 2 スキー競技実施要項

### 1 開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

第74回国民体育大会冬季大会「イランカラテくしろさっぽろ国体」スキー競技会は、「北国の雪と氷に刻む夢」のスローガンのもと、自然豊かな北海道の地で、「イランカラテ」を合言葉におもてなしの心をもって、全国から訪れる参加者を温かく迎え、北海道・札幌市の魅力を全国に発信するとともに、スキー競技の普及・発展と生涯スポーツの実現に寄与することを目指して開催する。

**2 実施種目** 正式競技：ジャイアントスラローム、スペシャルジャンプ、コンバインド、クロスカントリー

**3 期 間** 平成31年2月14日（木）～2月17日（日）（4日間）

**4 開催地** 北海道札幌市

### 5 日程及び会場

期 日	時間	会議・式典・競技	会 場
2月13日(水)	13:00	全国代表者会議	札幌コンベンションセンター
	14:30	監督会議 ジャイアントスラローム スペシャルジャンプ・コンバインド クロスカントリー	
	16:00	全国報道員会議	
第1日目 2月14日(木)	9:30 13:30	スペシャルジャンプ公式練習 (NH:HS100) 開始式	宮の森ジャンプ競技場 札幌文化芸術劇場
第2日目 2月15日(金)	9:00	ジャイアントスラローム 成年男子A、成年男子B、成年女子A	サッポロテイネ
	9:30	スペシャルジャンプ (NH:HS100) 少年男子、成年男子B、成年男子A	宮の森ジャンプ競技場
	10:00	クロスカントリー (クラシカル) 少年男子、成年男子B、成年男子A	白旗山競技場
	13:00	クロスカントリー (クラシカル) 成年男子C、少年女子、成年女子B、成年女子A	白旗山競技場
	14:00	コンバインドジャンプ公式練習 (予備飛躍) (NH:HS100)	宮の森ジャンプ競技場
第3日目 2月16日(土)	9:00	ジャイアントスラローム 成年男子C、少年女子、成年女子B	サッポロテイネ
	9:00	コンバインドジャンプ (NH:HS=100m) 少年男子、成年男子B、成年男子A	宮の森ジャンプ競技場
	10:00	リレー (フリー) 女子	白旗山競技場
	13:30	コンバインドクロスカントリー (フリー) 成年男子B、少年男子、成年男子A	白旗山競技場
第4日目 2月17日(日)	9:00	ジャイアントスラローム 少年男子	サッポロテイネ
	9:30	リレー (フリー) 成年男子	白旗山競技場
	12:00	リレー (フリー) 少年男子	白旗山競技場
	16:00	表彰式	北海道立道民活動センター

## 6 種目・種別（部）及び参加人数

各都道府県は、監督3名・選手72名（成年40名以内、少年32名以内）計75名以内で編成し、種目・種別（部）・参加者数の上限は下表のとおりとする。

ただし、参加者の合計が1,660名を超える場合は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という。）で制限する。

なお、補欠は認めない。

種目	種別（部）			少年男子	成年女子		少年女子
	A	B	C		A	B	
ジャイアントスラローム	3	3	3	6	3	2	4
クロスカントリー	3	3	3	6	3	2	4
スペシャルジャンプ	3	3		6			
コンバインド	3	3		6			
リレー	6名（4×10kmF）			同左	6名（4×5kmF）		

注1) クロスカントリー競技（クラシカル）の距離は、成年男子A・B及び少年男子は10km、成年男子C・成年女子A・B及び少年女子は5kmとする。

2) コンバインド競技クロスカントリー（フリー）の距離は、成年男子A及び少年男子は10km、成年男子Bは5kmとする。

3) リレー競技（フリー）は6名（走者4名）以内をエントリーできる。ただし、女子は走者4名のうち2名以上を少年とし、一走及び二走は少年とする。

4) リレー競技へのエントリー者は、各種別（部）のノルディック種目のエントリー者のみとする。ただし、これが不可能な場合は、アルペン種目のエントリー者を加えることができるが、この場合は、全国代表者会議の前に開催される組織委員会までに文書をもって届け出なければならない。

## 7 競技上の規定及び競技方法

(1) 都道府県対抗とする。

(2) 競技方法は、全日本スキー連盟競技規則最新版及び全日本スキー連盟が定めた国体競技の特別規則による。

## 8 抽選

抽選は、予備抽選（都道府県抽選）を平成30年10月[第1回組織委員会時]に、本抽選（スタート抽選）を平成31年1月30日（水）[第2回組織委員会時]に行う。

## 9 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療目的使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が未成年者（20歳未満）の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

## 10 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「13 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【平成31年1月23日(水)】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県のスキー連盟会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第72回又は第73回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第72回又は第73回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会に参加し、これに通過したものであること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく公認スキーコーチ、公認スキー上級コーチ、公認スキー教師、公認スキー上級教師、公認スキー指導員又は公認スキー上級指導員のいずれ

れかの資格を有する者であること。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成30年4月30日以前から各競技会終了時(平成31年2月17日)まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者（別記2『「一家転住等」に伴う特例措置』による。）

b 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 成年男子

(ア) A（18歳以上26歳未満）

平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者

(イ) B（26歳以上34歳未満）

昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者

(ウ) C（34歳以上）

昭和59年4月1日以前に生まれた者

ただし、スペシャルジャンプ及びコンバインドについては、成年男子Aは27歳未満(平成3年4月2日以降に生まれた者)、成年男子Bは27歳以上(平成3年4月1日以前に生まれた者)とする。

イ 成年女子

(ア) A（18歳以上24歳未満）

平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者

(イ) B（24歳以上）

平成6年4月1日以前に生まれた者

ウ 少年男子及び少年女子

平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び全日本スキー連盟並びに組織委員会が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

## 別記1 【国民体育大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
  - ア 居住地を示す現住所
  - イ 勤務地
  - ウ ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は、「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

## 別記2 【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
  - (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
  - (2) 本特例をうけることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

    - ア 親の転勤による一家の転居
    - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
    - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
  - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
    - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
    - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
  - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
    - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
    - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
    - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
  - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
    - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

### 別記3 【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

#### 1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、日本スポーツ協会の定める規定に基づき、平成30年10月31日現在の全日本スキー連盟強化指定選手とする。

[注] 強化指定対象ランクについては、ジュニア強化指定選手は対象としない。ただし、全年齢域のカテゴリーに少年種別年齢域の選手が入っている場合は対象とする。

#### 2 特例の内容

##### (1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手が日本代表選手としての活動のため都道府県予選に参加できない場合は、都道府県予選を経ずに国民体育大会に参加できるものとする。

なお、予選会の免除措置を受けるためには、全日本スキー連盟が定める「国民体育大会スキー競技会参加資格等細則」第5項に基づき、都道府県予選会にエントリーしなければならない。

##### (2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

##### ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成30年4月30日以前から各競技会終了時（平成31年2月17日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を貸借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に必要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

##### イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成30年4月30日以前から各競技会終了時（平成31年2月17日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

#### 3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の通りとする。

### 別記4 【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

#### 1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県等の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

#### 2 特例の内容

##### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

<特例の対象者>

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 平成 23 年 3 月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成 30 年 4 月 30 日以前から、各競技会終了時（平成 31 年 2 月 17 日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 72 回及び第 73 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<特例の対象者>

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成 23 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは、当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成 30 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 74 回大会に参加した者が、第 75 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさ



と」は変更できない。

＜特例の対象者＞

平成 23～24 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者。

## 11 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）は、競技得点と参加得点の合計とし、その多い都道府県順に 1 位から 8 位までを決定する。

ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を次位とする。

### (1) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競技得点
成年男子	成年女子 少年女子	各種目（リレーを含む）ともに 1 位 8 点、2 位 7 点、3 位 6 点、4 位 5 点、5 位 4 点、6 位 3 点、7 位 2 点、8 位 1 点の競技得点を与える。 また、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は、次順位の得点を加え当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第 3 位以下を切り捨てる。 ただし、一つの都道府県における各種目の得点対象は、各種別とも当該都道府県の上位 2 位までとし、以下得点対象者を順次繰り上げる。 したがって、この場合の得点対象者は、繰り上げられた者による上位 8 名までとする。
成年女子		
少年男子		
少年女子		

### (2) 参加得点

大会に参加した都道府県に参加得点 10 点を与える。

### (3) その他

ア 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と全日本スキー連盟及び組織委員会が協議して決めるが、原則として、終了した種目の得点合計によるものとする。

イ 男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の正式決定は、全日本スキー連盟が行う。

ウ 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

## 12 表彰

(1) 男女総合成績（天皇杯）第 1 位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(2) 男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各種別及び各種目の第 1 位から第 8 位までの選手に賞状を授与する。ただし、リレーの場合は、各都道府県名と出場者全員の氏名を記載したものを各都道府県用に 1 枚、更に同様のものを出場者の全員に授与する。

## 13 参加申込方法

(1) 都道府県体育・スポーツ協会会長と、都道府県スキー連盟会長は、連署の上、都道府県大会等において、選抜された者を第 74 回国民体育大会会長宛に申し込むものとする。

(2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

(3) 参加申込の締切は、平成 31 年 1 月 23 日（水）午後 5 時とする。

(4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が全日本スキー連盟と協議の上、作成する。

(5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項 16 ページ）にて届け出なければ

ばならない。

ア 全日本スキー連盟

イ 第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）

[注] 届出は、平成31年2月12日（火）に開催される第3回組織委員会までとし、交代の可否は全国代表者会議で決定する。

なお、日本スポーツ協会に対しては、上記の文書による届け出の後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

(6) プログラム編成は、平成31年1月30日（水）に北海道実行委員会及び第74回国民体育大会冬季大会スキー競技会札幌市実行委員会（以下「札幌市実行委員会」という。）で行う。

#### 14 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については選手交代届と同じ様式（本項16ページ）を用いるものとする。

#### 15 大会参加負担金

(1) 大会に選手団を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、1人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。（視察員を除く）

区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	2,000 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4,000 円

(2) 大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会できりまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

平成31年1月23日（水）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本スポーツ協会

#### 16 宿泊申込

大会参加者は、札幌市実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申し込むものとする。

#### 17 参加選手団体本部役員編成

参加選手団体本部役員は、次のとおりとする。

(1) 1都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。  
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。  
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 参加選手団体本部役員の1日あたりに編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6) 参加選手団体本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に第13項に定める方法により行う。

## 18 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、平成 32 年以降の国民体育大会冬季大会の開催が決定又は内定している都道府県については、20 名以内とする。
- (2) 視察員の申込は、参加選手団の申込と同時に、第 13 項に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

## 19 大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章  
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章  
視察員

## 20 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

## 21 個人情報及び肖像権に係る取り扱い

日本スポーツ協会、北海道実行委員会、札幌市実行委員会及び全日本スキー連盟（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

### (1) 個人情報の取扱い

#### ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

#### イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 競技会プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

#### ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 北海道実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

### (2) 肖像権に関する取扱い

#### ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

#### イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は当該中央競技団体を中心に対応する。

#### ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

### (3) 対応

#### ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

#### イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

## 22 都道府県大会

本大会の予選として次のとおり都道府県大会を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び全日本スキー連盟等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。  
なお、日本スポーツ協会及び全日本スキー連盟は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県スキー連盟は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、都道府県大会実施要項に基づき申し込むこと。  
なお、参加は1人1競技に限る。
- (4) 都道府県大会の参加申込様式は、当該都道府県スキー連盟において作成する。
- (5) 参加料を徴収する場合の金額は、当該都道府県スキー連盟が全日本スキー連盟と協議の上、定める。

## 23 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を日本スポーツ協会へ納入する。
- (3) 納入期限及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

## 24 リフト搭乗取扱い

- (1) 次の者はリフト料金（ゴンドラを含む）を無料とし、その対象となる期間は別表のとおりとする。
  - ア 指定されたIDカードを着用した大会役員、競技会役員、競技役員、実施本部役員、補助員、協力隊員、都道府県本部役員、視察員、報道関係者、サービスマン
  - イ 選手（当日出場の選手に限る。）
  - ウ 大会期間（2月14日（木）～17日（日））における指定されたIDカードを着用した監督
- (2) 割引対象となる者は、参加都道府県の選手及び監督又はコーチとし、その割引対象となる

期間は別表のとおりとする。

- (3) 割引リフト搭乗券を購入する場合は、札幌市実行委員会が発行する証明書を提示の上、現金で指定の販売所にて購入するものとする。
- (4) リフト料金の無料又は割引の適用範囲はサッポロテイネの指定されたリフトとする。
- (5) その他リフト利用上必要となる事項については、別に定める。

## 25 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた期限までに納入されない場合は、理由のいかんに関わらず大会への参加を認めないものとする。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

**(別表) リフト無料及び割引搭乗期間、リフト割引価格**

○ジャイアントスラローム (サッポロテイネの指定リフト・ゴンドラ)

対 象 者	平成 31 年 2 月
大会役員・競技会役員・競技役員・実施本部員・各都道府県本部役員・視察員・補助員・サービスマン・協力隊員・報道関係者	調整中
選 手	
監 督	
コーチ	

(注) 選手欄の無料対象 (15 日から 17 日) は当日出場する者に限る。

種別ごとのリフト割引価格

調整中
-----

### 第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会

#### 参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】※いずれかに○

※手続きにあたっては、次のページの留意事項を参照すること。

#### 1 参加申込者

競技名		種別		部・種目 別	
参加申込者					

#### 2 交代（変更）・棄権の理由

#### 3 交代（変更）者※棄権の場合は記入不要

フリガナ		生年月日	年 月 日生（歳）		
氏名					
所属区分※1		所属の所在地※2			
プログラム記載用所属					
第 72 回大会 参加都道府県		第 73 回大会 参加都道府県		例外適用 ※3	
全日本スキー連盟 競技者登録の有無	有 ・ 無	有の場合 登録番号等			
その他の必要事項					
<small>※監督の交代（変更）の場合は公認スポーツ指導者登録番号</small>					

※1 第 74 回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれかを選択して参加したかを記入。

成年種別    ア 居住地を示す現住所    イ 勤務地    ウ ふるさと

少年種別    ア 居住地を示す現住所    イ 「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地  
                ウ 勤務地

※2 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※3 今回（第 74 回大会）と第 73 回大会（不出場の場合は第 72 回大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。 [1. 新卒業者    2. 結婚又は離婚    3. ふるさと（成年）

4. 一家転住（少年）    5. 東日本大震災に係る特例]

平成    年    月    日

公益財団法人全日本スキー連盟会長 様  
第 74 回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会会長 様

\_\_\_\_\_ 体育・スポーツ協会

\_\_\_\_\_ 会長（代表者） 印

\_\_\_\_\_ 協会・連盟

\_\_\_\_\_ 会長（代表者） 印

## 第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

### 1 交代（変更）手続

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合は、次の手続を行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という。）の判断による。

- (1) スキー競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、所定の提出期限までに、全日本スキー連盟及び第 74 回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会スキー競技会事務局（以下「北海道実行委員会」という。）宛に提出すること。
- (2) 全日本スキー連盟提出用には、同連盟に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。また、北海道実行委員会にも写しを送付すること。
- (3) 交代（変更）提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者※1 と当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

### 2 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続をとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要な事項を記入し、スキー競技会責任者※2 宛に指定の FAX 番号へ FAX にて提出すること。  
なお、原本は提出後必ず保管し、下記 3 に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）へ提出すること。
- (2) 棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）
- (3) 全日本スキー連盟への診断書等の添付は不要。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

### 3 大会終了時の手続

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに全日本スキー連盟は次の手続を行うこと。

- (1) 都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了時に通知される日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続の場合、参加申込み情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後 2 週間以内に、次のものを日本スポーツ協会に提出すること。  
ア 全日本スキー連盟は、棄権届（写し）  
イ 都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

※1 「都道府県選手団連絡責任者」は日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、全日本スキー連盟に通知する。

※2 「競技会責任者」及び「指定 FAX 番号」は、日本スポーツ協会が大会開催前に全日本スキー連盟に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。



### 3 式典次第

#### 【第74回国民体育大会冬季大会スキー競技会】

#### 開 始 式

期 日 平成31年2月14日(木)

会 場 札幌文化芸術劇場

順	次 第	時 刻
1	開 場	12:30
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	13:00
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	13:30
4	歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	13:35
5	参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介	13:55
6	開 式 通 告	14:20
7	競 技 会 開 始 宣 言	14:21
8	国 旗 儀 礼	14:24
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	14:26
10	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	14:28
11	日 本 ス ポ ー ツ 協 会 あ い さ つ	14:31
12	ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ	14:34
13	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	14:37
14	歓 迎 の こ と ば	14:40
15	選 手 代 表 宣 誓	14:46
16	閉 式 通 告	14:49
17	役 員 ・ 選 手 団 解 散	14:50

**【第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会】**  
**表 彰 式**

期 日 平成 31 年 2 月 17 日 (日)  
会 場 北海道立道民活動センター

順	次 第	時 刻
1	開 場	1 5 : 0 0
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	1 5 : 3 0
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	1 5 : 5 9
4	開 式 通 告	1 6 : 0 0
5	成 績 発 表	1 6 : 0 1
6	表 彰 状 授 与	1 6 : 0 9
7	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	1 6 : 2 5
8	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	1 6 : 2 8
9	会 場 地 あ い さ つ	1 6 : 3 1
10	国 旗 儀 礼	1 6 : 3 4
11	競 技 会 終 了 宣 言	1 6 : 3 6
12	閉 式 通 告	1 6 : 3 7
13	役 員 ・ 選 手 団 解 散	1 6 : 3 8

## 4 宿泊要項

### 1 目的

この要項は、第74回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊業務に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 基本方針

第74回国民体育大会冬季大会スキー競技会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第74回国民体育大会冬季大会札幌市実行委員会（以下「札幌市実行委員会」という。）は、合同で第74回国民体育大会冬季大会スキー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

### 3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等の業務にあたりるとともに、これに関する紛議等が生じた場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

### 4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル・旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用するものとする。
- (2) 会場地市内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、北海道実行委員会、札幌市実行委員会と協議の上、近隣市町村の宿泊施設を利用するものとする。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

### 5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

### 6 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊  
宿泊とは、入宿日の15時以降、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

- (2) 宿泊料金

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1泊2食		
営業施設	税抜	11,000～14,000円		通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	税込	11,880～15,120円		

(注) 「1泊2食」宿泊料金は、500円刻み（税抜）とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、宿泊の申込時に申し出た場合に限り行うものとし、次のとおりとする。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の90%相当とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の95%相当とする。

区 分	消費税	宿泊料金	
		夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	9,900～12,600円	10,450～13,300円
	税込	10,692～13,608円	11,286～14,364円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、次のとおりとする。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備 考
宿泊予定日の7日前まで	不要	欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
宿泊予定日の6日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定当日	宿泊料金（税抜）の全額	

(注) 取消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

荒天等により、交通機関が不便となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ 選手・監督が、荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取り消す場合は、アの定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備 考
競技会期短縮決定日当日の 宿泊の取消し	宿泊料金（税抜）の50%	欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
競技会期短縮決定日翌日 以降の宿泊の取消し	不要	

(注) 取消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

ウ 宿泊申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、ア及びイの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎に直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間は、平成31年2月12日（火）15時から平成31年2月18日（月）10時までとする。

## 7 宿泊の申込み

- (1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。  
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、FAX 又は郵送により行うものとし、その効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX 又は郵送では到達した日時とする。  
また、選手・監督、都道府県本部役員及び視察員にあっては、第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会スキー競技実施要項（以下「実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めないものとする。
- (2) インターネット等による宿泊の申込みが、実施要領に定める宿泊申込期限までになかった場合は申込みを受け付けず、実施要項の定めにより大会への参加を認めないものとする。

## 8 宿泊の申込み変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し、配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めないものとする。  
なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民体育大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行うものとする。  
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消が困難な場合は FAX 又は郵送により行うものとし、速やかに配宿センターに連絡するものとする。  
なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX 又は郵送では到達した日時とする。
- (3) 入宿後にあっては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力発生は、当該申出のあった日時とする。

## 9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元産食材が活用され、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込みものとする。  
なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区 分	消費税	料 金
昼食弁当 (お茶を含む)	税抜	900 円以内
	税込	972 円以内

## 10 スキーの手入れ

ワクシング等スキーの手入れは、宿舎の指示に従い、指示された場所で行うものとする。

## 11 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

## 5 輸送交通要項

### 1 目的

この要項は、第74回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送交通について、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 基本方針

第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第74回国民体育大会冬季大会スキー競技会札幌市実行委員会（以下「札幌市実行委員会」という。）は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関及び団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、安全で円滑な輸送を図るものとする。

### 3 輸送対策

#### (1) 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。

なお、持込車両（バス・自家用車・レンタカー）を利用する場合は、駐車場確保の観点から、北海道実行委員会が行う来会調査等の際に、その旨を申し出るものとする。

#### (2) 会場地における輸送

##### ア 大会参加者

##### (ア) 開始式・表彰式会場

原則として、最寄り駅から徒歩又はタクシーを利用する。

##### (イ) 競技会場周辺

会場周辺の最寄り駅・宿泊地等から各競技会場への輸送は、原則として大会参加者が輸送手段を確保する。ただし、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

##### (ウ) 各種会議

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。

##### イ 一般観覧者

原則として、公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）による自由集合及び自由解散とする。

##### ウ その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

### 4 案内所の設置

北海道実行委員会及び札幌市実行委員会は、輸送・交通の案内のため必要に応じて案内所を設置する。

### 5 交通安全対策

#### (1) 交通規制

ア 開始式・表彰式会場（以下「式典会場」という。）及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う。

イ 大会関係車両についても、交通規制等に従い、安全運転の励行に努める。

#### (2) 持込車両（バス・自家用車・レンタカー）の利用

ア 大会参加者の式典会場への持込車両での来場は、できる限り自粛すること。

イ 輸送・交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

(3) 駐車場

ア 各競技会場における駐車場は、北海道実行委員会又は札幌市実行委員会が発行する駐車許可証の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。

なお、駐車許可証の交付を受けていない車両の来場は、身体に障がいのある人が運転する車両を除き原則として認めない。

イ 各駐車場においては、駐車収容能力に限度があるため、係員による駐車箇所の指定及び誘導等の指示に従うこと。

**6 その他**

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 6 医療救護要項

### 1 目的

この要項は、第74回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 基本方針

第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第74回国民体育大会冬季大会スキー競技会札幌市実行委員会（以下「札幌市実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

### 3 救護本部及び救護所の設置

- (1) 医療救護業務を統括するために北海道実行委員会は救護本部を設置する。
- (2) 開始式・表彰式会場（以下「式典会場」という。）には、必要に応じて救護所を設置する。
- (3) 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- (4) 救護所は、医師、看護師又は保健師、アスレティックトレーナー等により、必要に応じた編成とする。
- (5) 救護所では、傷病者の応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

### 4 医薬品及び救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、応急処置に必要な医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。
- (2) 救護所には、別途関係機関と協議のうえ、必要に応じて救急自動車等を配置する。

### 5 宿舎等における医療救護

- (1) 宿舎等で負傷又は発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出たうえ、監督又は引率責任者若しくは関係者が、医療機関等へ連絡する。
- (2) 練習中等で救護関係者がいない場所で、負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出る。

### 6 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

### 7 業務の分担

北海道実行委員会及び札幌市実行委員会が行う業務及び分担は、次のとおりとする。

- (1) 北海道実行委員会
  - ア 医療救護業務統括
  - イ 式典会場における医療救護
- (2) 札幌市実行委員会  
競技会場及び宿舎における医療救護

### 8 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。



## 7 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

## 8 国民体育大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行うものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

## 9 関係団体事務局一覧

団体名	所在地	TEL
		FAX
公益財団法人 日本スポーツ協会	〒150-8050 東京都渋谷区神南1丁目1-1 岸記念体育会館内	03-3481-2217 03-3481-2284
スポーツ庁 競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2	03-6734-2999 03-6734-3793
公益財団法人 全日本スキー連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南1丁目1-1 岸記念体育会館内	03-3481-2315 03-3481-2318
公益財団法人 北海道体育協会	〒062-8572 札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 北海道立総合体育センター内	011-820-1701 011-833-0705
公益財団法人 北海道スキー連盟	〒062-0905 札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 北海道立総合体育センター内	011-820-1780 011-820-1781
第74回国民体育大会冬季大会 北海道実行委員会事務局	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部スポーツ局内	011-204-5209 011-232-8695
第74回国民体育大会冬季大会 北海道実行委員会スキー競技会事務局	〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目ばらと北 一条ビル6階 札幌市スポーツ局内	011-211-3044 011-211-3046
第74回国民体育大会冬季大会 スキー競技会札幌市実行委員会事務局		

## 第74回国民体育大会冬季大会 中央競技役員数及び同所要経費基準

## 1 中央競技役員数

競技区分	人数
1 スケート競技会	44
2 アイスホッケー競技会	26
3 スキー競技会	30
計	100

## 2 所要経費支給基準

## (1) 交通費

ア 運賃は、各競技役員の居住地最寄駅から、会場地最寄駅間を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算出する。

イ 急行・特急料金及び航空運賃は、スケート競技会・アイスホッケー競技会が釧路市職員等の旅費に関する条例（平成17年釧路市条例第66号）、スキー競技会が札幌市職員等の旅費に関する条例（昭和26年札幌市条例第31号）の例による。

## (2) 宿泊費及び諸費

区分	支給額
宿泊費 (1泊2食)	第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会及びスキー競技会宿泊要項に定める料金 × 宿泊日数 (競技役員業務従事日数 + 1日)
諸費	2,200円 × (宿泊日数 + 1日)

(注) 1 支給期間は、競技日数に1日を加えた日数を上限とする。

2 開始式日は、競技日数に含める。

3 入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。

## 第74回国民体育大会（茨城県） 実施要項総則

### 開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

茨城県で開催する第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」は、「翔べ 羽ばたけ そして未来へ」のスローガンのもと、「いばらきの魅力を発信する国体」、「茨城の特色を生かし、創意工夫を凝らした国体」、「人情味あふれるおもてなしで創る国体」、「更なるスポーツの推進を図る国体」という4つの大きな柱を掲げ、水と緑に恵まれた豊かな自然、歴史や文化など、本県の魅力を広く県内外に伝えるとともに、スポーツを通して夢と感動を与える日本最大のスポーツの祭典となるよう「いばらきの魅力を発信 みんなで創るスポーツの祭典」を目指して開催する。

### 実施方針

#### 1 実施競技

正式競技	特別競技
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン	高等学校野球

#### 2 会期及び会場地

会期	会場地	会場地数
2019年9月28日（土） ～10月8日（火） 〔11日間〕	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、守谷市、常総市、坂東市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、桜川市、神栖市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、阿見町	26市5町1村
※水泳・体操・バレーボール （ビーチバレーボール）競技会 下記日程内で実施 2019年9月7日（土） ～16日（月）〔10日間〕	日立市、土浦市、ひたちなか市、潮来市、稲敷市、大洗町	5市1町

### 3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

### 4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例（TUE）」の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

### 5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

#### (1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第72回又は第73回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第72回又は第73回大会と異なる都道府県から

参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地
- (エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2019年4月30日以前から本大会終了時（2019年10月8日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 一家転住に係る者
- b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、2001年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、2001年4月2日から2004年4月1日までに生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2019年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2004年4月2日から2005年4月1日までに生まれた者）とする。

- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

- (1) 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

- ア 居住地を示す現住所
- イ 勤務地
- ウ ふるさと

- (2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOC エリートアカデミ



一に係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

- (3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- (4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。  
なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- (5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- (7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

## 別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

### 転校への特例

- 1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
  - (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
  - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。  
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
    - ア 親の転勤による一家の転居
    - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
    - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
  - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
    - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
    - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
  - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
    - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
    - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
    - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
  - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
    - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

### 別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。

#### (1) 対象者

ア 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者

イ 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

#### (2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

#### (3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

(1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

#### (4) 国内移動選手の制限に係る例外適用

(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] (1)イに定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

### 別記4【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

#### 1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

(1) 第31回オリンピック競技大会（2016年・リオデジャネイロ）に参加した者

(2) 2019年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

## 2 特例の内容

### (1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

### (2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

#### ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2019年4月30日以前から大会終了時（2019年10月8日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

#### イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2019年4月30日以前から大会終了時（2019年10月8日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

## 3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

### 別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

#### 1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

#### 2 特例の内容

##### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- (ア) 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- (イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、2019年4月30日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。
- (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第72回及び第73回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- (ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- (イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2019年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第74回大会に参加した者が、第75回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- <例>
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
  - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
  - 他の都道府県に避難先を移す場合

- (3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ① 卒業中学校または卒業高等学校の所在地
- ② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

**【特例の対象者】**

2011年度～2012年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

**6 各正式競技の総合成績決定方法**

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

**ア 競技得点**

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—————	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

〔注〕「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

**イ 参加得点**

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。  
 ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

**7 表彰**

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、

同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。

- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

## 8 参加申込方法

- (1) 都道府県の**体育・スポーツ協会**会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日

締 切 日	競 技
①2019年8月21日（水）	水泳、 <b>バレーボール（ビーチバレーボール）</b> 、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、 <b>トライアスロン</b>
②2019年9月4日（水）	陸上競技、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール（6人制）、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、 <b>スポーツクライミング</b> 、アーチェリー、空手道、なぎなた、 <b>クレール射撃</b> 、高等学校野球

- (4) 参加申込様式は、**日本スポーツ協会**が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、次のア～ウ宛に所定の様式にて届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ **いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会事務局**

ウ **いきいき茨城ゆめ国体各競技会場地市町村実行委員会事務局**

なお、**日本スポーツ協会**に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

## 9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

## 10 大会参加負担金

(1) 本大会に選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、一人当たり次のとおり

参加負担金を納入する。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	2,000円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4,000円

(2) 大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

2019年9月4日（水）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本スポーツ協会

## 11 宿泊申込

大会参加者は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込み。

## 12 都道府県選手団本部役員編成及び視察員

(1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

ウ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。  
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。  
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2020 年以降の国民体育大会の開催が決定又は内定している県については、鹿児島県 100 名以内、三重県及び栃木県 60 名以内、佐賀県及び滋賀県 40 名以内とする。

(7) 都道府県選手団本部役員及び視察員の参加申込は、2019 年 9 月 4 日（水）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

### 13 大会参加章、大会参加記念章及び視察員章の交付

大会参加章、大会参加記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章  
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 大会参加記念章  
公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者  
※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。
- (3) 視察員章  
視察員

### 14 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章、大会参加記念章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

### 15 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会、いきいき茨城ゆめ国体各競技会場地市町村実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

#### (1) 個人情報の取り扱い

##### ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

##### イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

##### ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載



- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】
- (2) 肖像権に関する取り扱い
- ア 写真
- 国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。
- イ 写真（写真撮影企業等）
- 国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。
- ウ 映像
- 国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。
- (3) 対応
- ア 承諾の確認
- 大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。
- なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。
- イ 役員等
- 大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

## 16 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。
- なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。なお、参加は1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。
- なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。
- (7) 競技運営に差し支えない限り、茨城県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大

会に参加することができる。

## 17 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(一人あたり1,000円)を、日本スポーツ協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

## 18 文化プログラム

文化プログラムは、次表のとおりとし、実施については、「文化プログラム実施基準」に基づくものとする。

2018年2月27日現在

文化プログラム	会場地	会場地数
調整中	調整中	調整中

## 19 公開競技

公開競技は、次表のとおりとし、実施については、「国民体育大会公開競技実施基準」に基づく実施要項による。

公開競技	会場地
綱引	古河市
ゲートボール	行方市
武術太極拳	取手市
パワーリフティング	つくば市
グラウンド・ゴルフ	神栖市

## 20 デモンストレーションスポーツ

デモンストレーションスポーツは、次表のとおりとし、実施については、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づく実施要項による。

デモンストレーションスポーツ	会 場 地
合気道	笠間市
アームレスリング	つくばみらい市
いきいきトランポリン	稲敷市
Eボート	下妻市
ウォーキング	利根町、五霞町
エアロビック	取手市
オリエンテーリング	石岡市
3B体操	那珂市
少年少女サッカー	小美玉市
少年軟式野球	境町
少林寺拳法	古河市
スポーツ鬼ごっこ	つくば市
スポーツ吹矢	石岡市
ソフトバレーボール	河内町
ターゲットバードゴルフ	つくばみらい市
ダンススポーツ	取手市
ダンス&パフォーマンス	つくば市
ディスクゴルフ	美浦村
トレイルラン	石岡市
ドッジボール	水戸市
ハンググライダー・パラグライダー	石岡市
バウンドテニス	つくばみらい市
パークゴルフ	結城市
パンポン	日立市
ビーチハンドボール	行方市
ビーチボールバレー	八千代町
ふれあいグラウンド・ゴルフ	かすみがうら市
ペタンク	かすみがうら市
ユニカール	城里町
リレーカーニバル	石岡市
レク・クロッケー	大洗町

※会場地数は15市、7町、1村

## 21 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われなかった場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

## 第74回国民体育大会（茨城県） 宿泊要項

### 1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定める。

### 2 方針

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「市町村実行委員会」という。）は、第74回国民体育大会合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

### 3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、ホテル旅館生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務にあたり、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

### 4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等及び研修所等、宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

### 5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場、練習会場までの交通状況及び環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、または近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、 $3.3\text{ m}^2$ （2畳）以上とする。
- (5) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したこと

によって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

## 6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

### (1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

### (2) 宿泊料金

宿泊料金は下記の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業施設	税抜	3,000 円 ~ 15,000 円 <sup>※1</sup>	2,100 円 ~ 10,500 円 <sup>※2</sup>	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
	8%	3,240 円 ~ 16,200 円	2,268 円 ~ 11,400 円	
	10%	3,300 円 ~ 16,500 円	2,310 円 ~ 11,550 円	

※1 「1 泊 2 食」料金(税抜)は 500 円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金(税抜)は「1 泊 2 食」料金(税抜)の 70%相当 (100 円未満は切り上げ) 額とする。

### (3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

### (4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前日の 12 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食欠食した場合の宿泊料金 (税抜)

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額 (100 円未満切り上げ) とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金 (税抜)

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額 (100 円未満切り上げ) とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	2400 円 ~ 12,000 円	2,700 円 ~ 13,500 円
	税込(8%)	2,600 円 ~ 13,000 円	3,000 円 ~ 14,600 円
	税込(10%)	2,700 円 ~ 13,200 円	3,000 円 ~ 14,900 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者(宿舎申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ)が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督および都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不 要	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定当日(18 時まで)	宿泊料金(税抜)の 70%	
宿泊予定日当日(18 時以降)	宿泊料金(税抜)の全額	

(注) ・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、一人につき 1 泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が競技敗退後、または荒天等による競技会会期短縮の決定後において宿泊を取り消す場合は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日または競技会期短縮決定日 当日の宿泊の取消し	宿泊料金(税抜)の 50%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降または競技会期短縮決定日 の翌日以降の宿泊の取消し	不 要	

ウ 宿泊申し込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者または当該宿舎へ直接支払うものとする。

また、宿泊責任者または本人が宿泊料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、平成31年9月3日(火)15時から平成31年9月17日(火)10時まで及び平成31年9月24日(火)15時から平成31年10月9日(水)10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

## 7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領(以下「実施要領」という)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第74回国民体育大会実施要項(以下「大会実施要項」という)に定める人員を超える宿泊申込は認めない。

(2) インターネット等による宿泊申込は、実施要領に定める申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

## 8 宿泊の変更および取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の変更取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあつても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。

(3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった日時とする。

## 9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全、安心で栄養バランスが良く、豊かな自然に恵まれた茨城県特産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、県実行委員会または会場地実行委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。  
なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当(お茶を含む)	税抜	900 円以内
	税込(8%)	972 円以内
	税込(10%)	990 円以内

## 10 その他

- (1) この事項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。  
また、報道員およびその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。



## 第 74 回国民体育大会 輸送・交通要項

### 1 趣旨

この要項は、第 74 回国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督及び大会役員等(以下「大会参加者」という。)並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

### 2 基本方針

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会(以下「県委員会」という。)及び競技会場地市町村実行委員会(以下「会場地委員会」という。)は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等(以下「関係機関等」という。)の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行うものとする。

なお、輸送方法の設定にあたっては、交通事情等を考慮し、公共交通機関を効率的に活用するものとする。

### 3 輸送方法

#### (1) 大会参加者の輸送

##### ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とし、県委員会は必要に応じて、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努めるものとする。

##### イ 総合開・閉会式輸送

大会参加者は、原則として計画輸送とし、県委員会が関係機関等の協力を得て輸送を実施するものとする。

ただし、公共交通機関の利便性が高い地域からの大会役員等の移動に関しては、効率的にこれを活用するものとする。

##### ウ 競技会場地輸送

大会参加者は、原則として計画輸送とし、会場地委員会が関係機関等の協力を得て輸送を実施するものとする。

##### エ 各種会議の輸送

大会参加者は、自ら公共交通機関等の輸送手段を確保し、対応するものとする。

#### (2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者は、自ら公共交通機関等の輸送手段を確保し、対応するものとし、県委員会及び会場地委員会は必要に応じて、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努めるものとする。

なお、県委員会及び会場地委員会は、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じるものとする。

## 4 駐車場対策

### (1) 総合開・閉会式駐車場

総合開・閉会式会場駐車場については、県委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。

なお、駐車場利用者は、県委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用できるものとする。

### (2) 各競技会場等駐車場

各競技会場等駐車場については、会場地委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。

なお、駐車場利用者は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用できるものとする。

## 5 交通安全対策

### (1) 総合開・閉会式会場

県委員会は、総合開・閉会式会場周辺における大会参加者及び一般観覧者の交通安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じるものとする。

### (2) 各競技会場・練習会場

会場地委員会は、各競技会場及び練習会場周辺における大会参加者及び一般観覧者の交通安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じるものとする。

## 6 輸送・交通の案内

県委員会及び会場地委員会は、輸送・交通の案内等を各種会議及び広報媒体等を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所、会場地委員会が設置する案内所において行うものとする。

## 7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が別に定める。

## 第75回国民体育大会(鹿児島県) 実施競技一覧【競技別】

式典		会場	式典会場	備考	
総合開・閉会式		かごしまし 鹿児島市	白波スタジアム(鹿児島県立鴨池陸上競技場)	ネーミングライツ導入に伴う会場名変更	
1 正式競技					
競技名(種目)		種別	会場	競技会場	備考
陸上競技		全種別	かごしまし 鹿児島市	白波スタジアム(鹿児島県立鴨池陸上競技場)	ネーミングライツ導入に伴う会場名変更
水泳	競泳	全種別	かごしまし 鹿児島市	鴨池公園水泳プール	
	飛込	全種別			
	水球	少年男子 女子			
	アーティスティックスイミング	少年女子			
	オープンウォータースイミング	男子 女子	やくしまちよう 屋久島町	屋久島町一湊海水浴場特設オープンウォータースイミング会場	
サッカー	成年男子	しぶしし 志布志市	志布志運動公園陸上競技場 しおかぜ公園多目的広場		
		きりしまし 霧島市	国分運動公園陸上競技場 国分運動公園多目的広場 まきのほら運動公園多目的広場		
	少年男子	みなみし 南さつま市	加世田運動公園陸上競技場 加世田運動公園多目的広場 吹上浜海浜公園運動広場		
テニス	成年男女	かごしまし 鹿児島市	東開庭球場 鹿児島県立鴨池庭球場		
	少年男女				
ボート	全種別	かのやし 鹿屋市	鹿屋市輝北ダム特設ボートコース		
ホッケー	全種別	さつませんだいし 薩摩川内市	薩摩川内市榎屋外人工芝競技場 丸山自然公園人工芝コート		
ボクシング	成年男子 少年男子 成年女子	あくねし 阿久根市	阿久根総合運動公園総合体育館		
バレーボール	6人制	成年男子	くしきのし いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館	
		成年女子	かのやし 鹿屋市	平和公園串良平和アリーナ	
		少年男子	かごしまし 鹿児島市	桜島総合体育館、鹿児島アリーナ	
		少年女子		鹿児島アリーナ	
	ビーチバレーボール	男子 女子	おおさきちよう 大崎町	大崎町ビーチスポーツ専用競技場	
体操	競技	全種別	かごしまし 鹿児島市	鹿児島アリーナ	
	新体操	少年女子			
	トランポリン	男子 女子			
バスケットボール	成年男子	あいらし 始良市	始良市総合運動公園体育館 始良市蒲生体育館(おおくすアリーナ)		
		少年男子	さつませんだいし 薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園総合体育館(サンアリーナせんだい)	
	成年女子	くしきのし いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館		
	少年女子				
レスリング	成年男子 少年男子 女子	ひおきし 日置市	日置市吹上浜公園体育館		
セーリング	全種別	かごしまし 鹿児島市	鹿児島市平川特設セーリング会場		
ウェイトリフティング	成年男子 少年男子 女子	さつませんだいし 薩摩川内市	薩摩川内市入来総合運動場体育館		
ハンドボール	全種別	きりしまし 霧島市	霧島市国分体育館		
			霧島市隼人体育館		
			霧島市立国分中央高校体育館		
			霧島市溝辺体育館		
			霧島市横川体育館		
自転車	ロード・レース	成年男子 少年男子 女子	きんこうちよう 錦江町 かのやし 鹿屋市 みなみおおすみちよう 南大隅町 きもつちよう 肝付町	大隅広域特設ロード・レースコース	
	トラック・レース	成年男子 少年男子 女子	みなみおおすみちよう 南大隅町	鹿児島県根占自転車競技場	

競技名(種目)		種別	会場地	競技会場	備考
ソフトテニス		全種別	かごしま 鹿児島市	東開庭球場	
卓球		全種別	かごしま 鹿児島市	松元平野岡体育館	
軟式野球		成年男子	かごしま 鹿児島市	鹿児島県立鴨池野球場	
				鴨池公園野球場(鴨池市民球場)	
			ひおきし 日置市	日置市伊集院総合運動公園野球場	
				日置市東市来運動公園湯之元球場	
			さつませんたいし 薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園野球場	
			いづみし 出水市	出水市総合運動公園野球場	
相撲		成年男子 少年男子	あまみし 奄美市	奄美体験交流館	
馬術		成年男子 成年女子 少年	きりしまし 霧島市	霧島市牧園特設馬術競技場	
フェンシング		全種別	たるみずし 垂水市	垂水中央運動公園体育館	
柔道		成年男子 少年男子 女子	かごしまし 鹿児島市	鹿児島アリーナ	
ソフトボール		成年男子		諏訪運動公園陸上競技場	
		少年男子	みなみきゆうしゅうし 南九州市	知覧平和公園陸上競技場	
		少年女子		知覧平和公園多目的球場	
		成年女子	いぶさきし 指宿市	開聞総合グラウンド	
バドミントン		全種別	いぶさきし 指宿市	指宿総合体育館	
弓道		全種別	いづみし 出水市	出水市総合体育館特設近的会場	
				出水市陸上競技場特設遠的会場	
ライフル射撃		全種別	かごしまし 鹿児島市	鹿児島県ライフル射撃場	
		少年男子 少年女子		ハートピアかごしま	
		成年男子	あいらし 始良市	鹿児島県警察学校	
剣道		全種別	きりしまし 霧島市	霧島市牧園アリーナ	
ラグビーフットボール		成年男子 女子	かごしまし 鹿児島市	鹿児島県立サッカー・ラグビー場	
		少年男子	ちよう さつま町	北薩広域公園かぐや姫グラウンド 北薩広域公園運動広場	
スポーツクライミング	リード ボルダリング	全種別	みなみ 南さつま市	南さつま市加世田特設スポーツクライミング会場	
カヌー		全種別	いまし 伊佐市	伊佐市菱刈カヌー競技場	
		成年男子 成年女子	ゆうすいちよう 湧水町	湧水町轟の瀬特設カヌー競技場	
アーチェリー		全種別	かごしまし 鹿児島市	鹿児島ふれあいスポーツランド運動広場	
空手道		全種別	さつませんたいし 薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園総合体育館(サンアリーナせんたい)	
銃剣道		成年男子 少年男子	きりしまし 霧島市	霧島市立国分中央高校体育館	
なぎなた		成年女子 少年女子	まくらざきし 枕崎市	枕崎市立総合体育館	
ボウリング		全種別	かごしまし 鹿児島市	サンライトゾーン	
ゴルフ		成年男子	きりしまし 霧島市	霧島ゴルフクラブ	
		少年男子		溝辺カントリークラブ	
		女子	あいらし 始良市	鹿児島高牧カントリークラブ	
トライアスロン		成年男子 成年女子	あまぎちよう 天城町	天城町特設トライアスロン会場	
37競技			17市8町	69会場	

※ 全種別(成年男子, 成年女子, 少年男子, 少年女子)

※ 男子(成年少年共通), 女子(成年少年共通), 少年(男子女子共通)

## 2 公開競技

競技名	種別	会場地	競技会場	備考
綱引	—	たるみずし 垂水市	垂水中央運動公園体育館	
武術太極拳	—	そおし 曽於市	曽於市末吉総合体育館	
パワーリフティング	—	ちなちよう 知名町	おきえらぶ文化ホールあしびの郷・ちな	
ゲートボール	—	いぶさきし 指宿市	指宿市営陸上競技場	
グラウンド・ゴルフ	—	きりしまし 霧島市	霧島市丸岡公園緑地公園	
5競技		4市1町	5会場	

## 3 特別競技

競技名(種目)	種別	会場地	競技会場	備考
高等学校野球	硬式	かごしまし 鹿児島市	鹿児島県立鴨池野球場	
	軟式	いずみし 出水市	出水市総合運動公園野球場	
1競技		2市	3会場	

## 4 デモンストレーションスポーツ

競技名等	会場地	競技会場	備考
ウォーキング	なかつちゅう 中種子町	西之表港～種子島中央体育館～宇宙センター	
エアロビック	いずみし 出水市	出水市総合体育館	
遠泳	あくねし 阿久根市	阿久根大島	
お手玉	かごしまし 鹿児島市	ハートピアかごしま体育館	
サーフィン	みなみたちょう 南種子町	竹崎海岸	
サイクリング	みなみし 南さつま市	南さつま市内全域	
3B体操	くしきのし いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館	
史跡巡りウォーキング	ひがしぐらちょう 東串良町	唐仁古墳群周辺	
	よろんちょう 与論町	与論町町内一円	
ジャズ体操	きりしまし 霧島市	国分海浜公園体育館	
少年サッカー	うけんそん 宇検村	宇検村野球場	
少年相撲	せとうちちょう 瀬戸内町	瀬戸内町大湊緑地公園相撲場	
少林寺拳法	くしきのし いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館	
スポーツチャンバラ	たるみずし 垂水市	垂水中央運動公園体育館	
スポーツ吹矢	かのやし 鹿屋市	平和公園串良平和アリーナ	
ソフトバレーボール	にしのおもてし 西之表市	西之表市民体育館	
	ひおきし 日置市	日置市吹上浜公園体育館	
ターゲット・バードゴルフ	いずみし 出水市	クレインパークいずみ西側広場	
ダンススポーツ	あいらし 始良市	始良市総合運動公園体育館	
ディスクゴルフ	みなみきゅうしゅうし 南九州市	顕娃運動公園運動場	
ドッジボール	おおさきちょう 大崎町	大崎町総合体育館	
ドライビングコンテスト(ゴルフ)	みなみきゅうしゅうし 南九州市	地域交流施設(三豊ゴルフクラブ)	
パークゴルフ	きりしまし 霧島市	霧島市まきのはら運動公園内 福山パークゴルフ場	
バウンドテニス	さつませんだいし 薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園総合体育館(サンアリーナせんだい)	
ビーチフラッグス	あくねし 阿久根市	脇本海水浴場	
ビリヤード	いずみし 出水市	ビリヤード&ダーツ・撞球亭	
フライングディスク	かごしまし 鹿児島市	県立吉野公園内 ディスクゴルフコース、運動芝生広場	
ふれあいグラウンド・ゴルフ	たつごうちょう 龍郷町	龍郷町中央グラウンド	
	とくのしまちょう 徳之島町	徳之島健康の森総合運動公園	
ベタンク	あいらし 始良市	始良市始良公民館広場	
ボート(フネイカー競漕)	きかいちょう 喜界町	喜界町湾港(喜界町漁業協同組合前)	
真向法体操	きんこうちょう 錦江町	錦江町中央公民館	
ママさんバレー	ながしまちょう 長島町	長島町総合町民体育館	
マラソン	としまむら 十島村	十島村各7島	
ミニバレー	ちなちょう 知名町	知名町民体育館	
ミニバレーボール	いせんちょう 伊仙町	伊仙町総合体育館	
	わどまりちょう 和泊町	和泊中学校体育館	
ラジオ体操	みしまむら 三島村	三島開発総合センター	
ランニングバイク	やまとそん 大和村	奄美フォレストボリス	
歴史探訪ウォーキング	しぶし 志布志市	志布志市内一円	
36競技	14市14町4村	39会場	

## 第 7 5 回国民体育大会(鹿児島県) 宿泊料金等

### 1. 宿泊料金

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設	税抜	3,000円～15,000円 <sup>※1</sup>	2,100円～10,500円 <sup>※2</sup>	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
	8%	3,240円～16,200円	2,268円～11,400円	
	10%	3,300円～16,500円	2,310円～11,550円	

※1 「1泊2食」料金(税抜)は500円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金(税抜)は「1泊2食」料金(税抜)の70%相当(100円未満は切り上げ)額とする。

(注1) 宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。ただし、欠食控除については宿泊要項において定める。

(注2) 入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(注3) 報道員およびその他大会関係者の宿泊料金については、別に定める。

### 2. 昼食(弁当)料金

消費税	昼食(弁当)料金	備考
税抜	900円以内	お茶を含む。
8%	972円以内	
10%	990円以内	

※ 宿泊料金・昼食(弁当)料金ともに、消費税および地方消費税については、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

## 第 75 回国民体育大会（鹿児島県）

### 参加章の意匠

#### 1 デザイン

<表>



<裏>



#### 2 規格

大きさ：縦 40 mm×横 40 mm

厚 さ：5 mm

#### 3 説明

国指定伝統的工芸品であり、400年以上の歴史を有する「薩摩焼」を素材に使用。白薩摩の特徴である、釉薬による貫入（細かいひび）を生かした、手作りの風合いが感じられるデザインとしました。

マスコットキャラクターの「ぐりぶー」と「さくら」が炬火を持って走る姿は、大会に参加するすべての人の喜びや感動を表現しており、鹿児島の思い出とともに、長く記念の品として親しんでいただけるようにとの願いが込められています。

「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に伴う  
第76回大会(三重県)において正式競技として実施する競技(種目・種別)及び会場地市町について

競技	種目等	種別	会場地	競技会場	参加人員				競技日数	競技得点
					内訳			合計		
					監督	選手	県数			
水泳	水球	女子 (成年少年共通)	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	1	11	12	144	追加なし ※現行(少年男子) 3日間	180
	オープンウォータースイミング	男子 (成年少年共通)	尾鷲市	尾鷲市三木里海水浴場	1	1	47	141	1日間	72
女子 (成年少年共通)		1				47				
ボクシング	フライ級	成年女子	志摩市	阿児アリーナ	1	1	16	32	追加なし ※現行(男子) 5日間	36
バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子	津市	津市御殿場海岸特設会場	1	2	47	282	4日間	216
		少年女子			1	2	47			
体操	トランポリン	男子 (成年少年共通)	四日市市	中央緑地新体育館	1	1	18	54~71	1日間	72
		女子 (成年少年共通)				1	18			
レスリング	フリースタイル <53 <sup>kg</sup> 級、62 <sup>kg</sup> 級>	女子 (成年少年共通)	津市	津市産業・スポーツセンター(メッセウイング・みえ)	0	2	47	94	追加なし ※現行(男子) 4日間	72
ウエイトリフティング	スナッチ、クリーン&ジャーク <48 <sup>kg</sup> 級、53 <sup>kg</sup> 級、58 <sup>kg</sup> 級、69 <sup>kg</sup> 以下級>	女子 (成年少年共通)	亀山市	亀山市西野公園体育館	0	60		60	追加なし ※現行(男子) 5日間	288
自転車	【トラック(4種目)】 500mタイムトライアル、 ケイリン、スクラッチ(個人)、 チームスプリント(1チーム2名/団体)	女子 (成年少年共通)	四日市市	四日市競輪場	0	3	47	141	追加なし ※現行(男子) 【トラック】4日間 【ロード】1日間	252
	いなべ市		いなべ市特設ロードレースコース							
ラグビーフットボール	7人制	女子 (成年少年共通)	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場	1	10	16	176	追加なし ※現行(男子) 5日間	180

合計

最大参加人数: 1,141

1,368



## 「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」正式競技(種目・種別)導入状況

2018年6月14日

競技	種目・階級等	種別	2016(H28) 第71回 岩手県	2017(H29) 第72回 愛媛県	2018(H30) 第73回 福井県	2019(H31) 第74回 茨城県	2020(H32) 第75回 鹿児島県	2021(H33) 第76回 三重県
			実施決定 (H26.12国体委員会)	実施決定 (H27.6国体委員会)	実施決定 (H27.8国体委員会)	実施決定 (H28.6国体委員会)	実施決定 (H29.6国体委員会)	実施決定<案> (H30.6国体委員会)
水泳	水球	女子 (成年少年共通)	実施なし	実施なし	実施なし	女子選手11名:12県参加	女子選手11名:12県参加	女子選手11名:12県参加
	オープン ウォーター スイミング	男子 (成年少年共通) 女子 (成年少年共通)	男女各選手1名:47県参加	男女各選手1名:47県参加	男女各選手1名:47県参加	男女各選手1名:47県参加	男女各選手1名:47県参加	男女各選手1名:47県参加
ボクシング		成年女子	フライ級: 女子選手1名:16県参加	フライ級: 女子選手1名:16県参加	フライ級: 女子選手1名:16県参加	フライ級: 女子選手1名:16県参加	フライ級: 女子選手1名:16県参加	フライ級: 女子選手1名:16県参加
バレーボール	ビーチ バレーボール	男子※ (成年少年共通) 女子※ (成年少年共通)	実施なし	男女各選手2名:16県参加	男女各選手2名:16県参加	※ 男女各選手2名:47県参加	※ 男女各選手2名:47県参加	※ 男女各選手2名:47県参加
体操	トランポリン	男子 (成年少年共通) 女子 (成年少年共通)	実施なし	実施なし	実施なし	男女各選手1名:18県参加	男女各選手1名:18県参加	男女各選手1名:18県参加
レスリング	フリースタイル	女子 (成年少年共通)	53kg級: 女子選手1名:47県参加	53kg級: 女子選手1名:47県参加	53kg級: 女子選手1名:47県参加	53kg級、62kg級: 女子各選手1名:47県参加	53kg級、62kg級: 女子各選手1名:47県参加	53kg級、62kg級: 女子各選手1名:47県参加
ウエイト リフティング		女子 (成年少年共通)	53kg以下級、63kg以下級: 女子各選手1名:16県参加	53kg以下級、63kg以下級: 女子各選手1名:16県参加	53kg以下級、58kg級、 63kg級: 女子各選手1名:16県参加	53kg以下級、58kg級、 69kg以下級: 女子各選手1名:16県参加	53kg以下級、58kg級、 69kg以下級: 女子各選手1名:16県参加	48kg級、53kg級、 58kg級、69kg以下級: 女子各選手1名:15県参加
自転車		女子 (成年少年共通)	【トラック】ケイリン、スクラッチ、 チームスプリント: 女子選手2名:47県参加	【トラック】ケイリン、スクラッチ、 チームスプリント: 女子選手2名:47県参加	【トラック】ケイリン、スクラッチ、 チームスプリント: 女子選手2名:47県参加	【トラック】ケイリン、スクラッチ、 チームスプリント、 【ロード】個人ロードレース: 女子選手2名:47県参加	【トラック】500mタイムトライアル、 ケイリン、スクラッチ、チームスプリント 【ロード】個人ロードレース: 女子選手3名:47県参加	【トラック】500mタイムトライアル、 ケイリン、スクラッチ、チームスプリント 【ロード】個人ロードレース: 女子選手3名:47県参加
ラグビー フットボール	7人制	女子 (成年少年共通)	女子選手10名:10県参加	女子選手10名:10県参加	女子選手10名:10県参加	女子選手10名:12県参加	女子選手10名:16県参加	女子選手10名:16県参加
トライアスロン		成年男子 成年女子	実施	対象外	実施	実施	実施	実施

※バレーボール(ビーチバレーボール)については、議案5号にて、第74回大会以降実施種別は少年男子・少年女子とすることが決定。

都道府県登録競技者数一覧

【単位：人】

競技 種目・階級	水泳			ボクシング		バレーボール				体操		レスリング		ウエトリフティング				自転車	ラグビーフットボール	
	水球	オープンウォーター スイミング		2階級 (フライ級・ライト級)		ビーチバレーボール				トランポリン		2階級 (53kg・62kg級)		4階級 (48kg・53kg・58kg・-69kg級)				5種目 (トナリ500m/400m/ハイフル・ ケイリン/スクラッチ・ チームスプリント 【0→】個人ロードレース)	7人制	
		女子	男子	女子	成年女子				男子	女子	少年男子	少年女子	男子	女子	女子	女子	女子	女子		
1県あたりの参加人員(選手)	11	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	3	10	
登録競技者数																				
ブロック				フライ級	ライト級							53kg級	62kg級	48kg級	53kg級	58kg級	-69kg級			
都道府県																				
北海道	0	89	56	11	8	26	13	4	4	66	55	11	5	1	1	1	3	13	62	
東北	6	52	36	16	1	3	8	2	8	6	12	18	8	0	1	2	4	15	32	
青森県	14	95	48	22	10	21	5	15	2	2	1	8	3	2	5	6	11	19	22	
岩手県	13	132	64	4	1	19	16	10	11	8	14	1	0	4	10	8	4	4	18	
宮城県	14	59	50	3	3	0	0	0	0	3	8	10	5	1	1	2	4	4	31	
秋田県	36	86	51	4	3	10	4	5	4	8	13	3	2	2	1	3	7	7	2	
山形県	12	105	46	0	2	7	16	2	12	24	46	3	3	1	5	4	2	1	25	
福島県	34	123	77	3	0	9	2	5	2	14	14	12	5	2	3	4	6	13	55	
関東	11	64	42	7	11	4	4	2	2	12	14	6	3	3	5	5	5	12	28	
茨城県	14	94	59	13	8	1	2	1	0	12	28	26	11	1	2	3	3	6	62	
栃木県	38	291	188	7	6	33	20	21	16	31	68	16	7	4	4	2	3	42	92	
群馬県	147	176	135	3	4	23	8	8	2	12	22	18	8	1	5	3	22	46		
埼玉県	182	409	251	31	12	53	27	8	12	86	123	56	25	1	2	3	5	63	268	
千葉県	72	303	166	12	7	98	122	58	98	45	43	24	11	3	5	3	2	43	110	
東京都	19	28	17	6	2	19	62	15	60	1	1	2	1	3	2	3	4	8	15	
神奈川県	49	121	72	8	1	27	4	13	0	17	12	7	4	1	1	1	0	5	39	
北信越	1	128	87	1	0	19	7	17	5	6	2	2	2	1	2	4	1	14	21	
新潟県	34	52	29	4	2	3	5	2	2	6	14	4	4	1	6	1	6	10	17	
長野県	48	73	37	3	1	8	5	2	3	90	124	5	2	1	3	1	3	3	25	
富山県	11	32	20	5	0	3	2	0	0	8	28	5	4	2	1	2	3	11	15	
石川県	13	189	130	8	0	16	13	7	28	72	111	12	6	0	0	0	0	18	42	
福井県	32	263	136	13	4	90	56	59	27	26	49	37	16	1	3	3	3	19	100	
東海	20	85	47	8	2	40	8	34	8	3	1	19	8	1	5	1	5	16	44	
静岡県	15	106	58	6	3	13	12	10	10	1	1	4	4	2	2	3	2	11	14	
愛知県	33	162	54	2	1	14	10	6	6	6	7	2	2	7	3	2	2	4	21	
三重県	178	146	89	6	2	18	20	8	19	8	16	10	10	9	7	13	11	30	60	
岐阜県	60	378	215	13	7	50	50	35	33	85	144	16	7	0	1	2	1	42	182	
近畿	94	374	188	8	8	40	39	26	34	5	16	11	5	7	16	17	22	13	129	
滋賀県	13	102	59	6	0	5	5	4	5	0	3	2	2	1	1	1	0	8	11	
京都府	11	53	22	2	1	7	6	4	4	0	0	4	3	1	2	1	3	6	5	
大阪府	19	54	32	3	1	23	24	17	17	3	3	1	1	0	0	0	1	11	4	
兵庫県	1	41	18	1	0	20	22	17	18	1	0	9	3	3	2	1	4	4	43	
奈良県	17	58	32	2	0	9	7	4	4	8	8	12	5	3	3	2	5	8	22	
和歌山県	11	92	71	5	2	8	3	4	2	1	1	1	0	1	0	1	0	13	32	
中国	15	90	51	0	0	16	18	8	16	1	1	12	6	1	0	0	0	7	21	
鳥取県	3	50	33	4	0	20	4	17	2	6	6	7	3	3	1	4	7	5	2	
島根県	0	17	7	0	0	21	62	15	62	0	0	5	4	3	2	3	0	6	31	
岡山県	11	91	63	4	2	17	62	13	52	3	7	3	3	4	3	1	7	6	56	
広島県	22	50	27	0	0	6	4	2	2	5	11	16	8	0	0	0	1	4	14	
山口県	45	159	89	7	2	31	15	21	10	19	27	15	6	3	5	5	3	11	93	
四国	11	36	18	7	2	3	2	2	2	0	0	0	1	1	0	1	1	4	16	
香川県	23	86	47	5	1	8	0	6	0	0	0	5	2	1	6	4	2	6	48	
徳島県	25	71	42	20	2	0	5	0	5	43	171	2	2	3	2	2	0	7	20	
愛媛県	27	52	25	12	2	0	0	0	0	1	7	8	6	1	2	0	2	6	23	
高知県	3	60	39	4	1	22	10	17	10	33	52	5	5	0	1	1	1	5	28	
福岡県	12	60	41	2	0	33	42	20	9	1	1	4	2	0	0	1	2	8	49	
九州	30	39	25	3	2	25	5	13	2	37	47	6	4	5	8	9	6	7	10	
沖縄県																				
計	1,499	5,476	3,189	314	127	941	836	559	630	825	1,332	465	237	96	136	139	166	600	2,105	
登録年月(最新)		H30.3.31		H30.3.31		H30.3.31				H30.5.24		H30.3.31		H30.5.25				H30.5.25	H30.3.31	
NF登録制度に基づく登録受付期間		4/1~3/31		4/1~3/31		4/1~3/31				4/1~12/25		4/1~3/31		4/1~3/31				1/1~12/31	4/1~6/30	
導入条件を充たしている都道府県数	40	47	47	43	35	43	44	42	41	42	42	46	45	40	40	42	40	46	43	
導入基準を充たしていない都道府県数	7	0	0	4	12	4	3	5	6	5	5	1	2	7	7	5	7	1	4	
計	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	

※ビーチバレーボールの男子・女子の人数は  
少年男子・少年女子を含んだ数

第77回大会(栃木県)における正式競技導入対象競技(種目・種別)の実施規模等の概要(案)

平成30年6月14日

競技	種目等	種別	想定される実施規模					正式競技導入への1件あたりの必要登録者数 (※下記人数を満たす都道府県が40以上)	
			参加人員				競技日数		競技得点
			監督	選手	県数	合計			
水泳	水球	女子 (成年少年共通)	1	11	12	144	追加なし ※現行(少年男子) 3日間	180	11名以上
	オープンウォータースイミング	男子 (成年少年共通)	1	1	47	141	1日間	72	男女各1名以上
女子 (成年少年共通)		1		47					
ボクシング	フライ級	成年女子	1	1	16	48~63	追加なし ※現行(男子) 5日間	72	各階級相当1名以上
	ライト級			1	16				
バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子	1	2	47	282	4日間	216	男女各2名以上
		少年女子	1	2	47				
体操	トランポリン	男子 (成年少年共通)	1	1	18	54~71	1日間	72	男女各1名以上
		女子 (成年少年共通)		1	18				
レスリング	フリースタイル <53 <sup>kg</sup> 級、62 <sup>kg</sup> 級>	女子 (成年少年共通)	0	2	47	94	追加なし ※現行(男子) 4日間	72	各階級1名以上
ウエイトリフティング	スナッチ、クリーン&ジャーク <48 <sup>kg</sup> 級、53 <sup>kg</sup> 級、58 <sup>kg</sup> 級、69 <sup>kg</sup> 以下級>	女子 (成年少年共通)	0	60		60	追加なし ※現行(男子) 5日間	288	各階級1名以上
自転車	【トラック(4種目)】 500mタイムトライアル、 ケイリン、スクラッチ(個人)、 チームスプリント(1チーム2名/団体)	女子 (成年少年共通)	0	3	47	141	追加なし ※現行(男子) 【トラック】4日間 【ロード】1日間	252	3名以上
	【ロード】個人ロードレース								
ラグビーフットボール	7人制	女子 (成年少年共通)	1	10	16	176	追加なし ※現行(男子) 5日間	180	10名以上

合計

最大参加人数: 1,172

1,404

第78回大会以降実施予定の  
「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」  
対象競技・種目・種別一覧

競技	種目	種別
水泳	水球	女子 (成年少年共通)
	オープンウォータースイミング	男子 (成年少年共通)
		女子 (成年少年共通)
ボクシング		成年女子
バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子
		少年女子
体操	トランポリン	男子 (成年少年共通)
		女子 (成年少年共通)
レスリング		女子 (成年少年共通)
ウエイトリフティング		女子 (成年少年共通)
自転車	トラック・ロード	女子 (成年少年共通)
ラグビーフットボール	7人制	女子 (成年少年共通)

※参加人員については、原則として「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」導入以前（第70回大会時）の各競技の参加人員の範囲内で調整する。

## 競技者育成部会規程 変更案

2018.6.14

現行	変更後	備考
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条</b> この規程は、国民体育大会委員会（以下「国体委員会」という。）規程第9条の規定に基づいて設置された、競技者育成部会（以下「部会」という。）に関することを定める。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 部会</b></p> <p><b>第6条</b> 部会は、必要に応じ部会長が招集し、議長となる。</p> <p><b>第7条</b> 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決定する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 補則</b></p> <p><b>第8条</b> その他部会について必要な事項は、国体委員会で定める。</p> <p><b>附則1</b></p> <p>1. この規程は、平成29年4月20日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条</b> 同左</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 部会</b></p> <p><b>第6条</b> 部会は、必要に応じ部会長が招集し、議長となる。</p> <p><b>第7条</b> 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決定する。</p> <p><b>第8条</b> <u>この部会に、部会の決議を経て、必要な会議体を設けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 補則</b></p> <p><b>第98条</b> 同左</p> <p><b>附則1</b></p> <p>1. この規程は、平成29年4月20日から施行する。</p> <p><b>附則2</b></p> <p><u>1. この規程は、平成30年6月14日から施行する。</u></p>	<p></p> <p style="text-align: center;">条項追加</p> <p style="text-align: center;">条項追加に伴う条項番号整理</p> <p style="text-align: center;">今回の変更に伴い附則を追加</p>

## 競技者育成部会規程

### 第1章 総則

**第1条** この規程は、国民体育大会委員会（以下「国体委員会」という。）規程第9条の規定に基づいて設置された、競技者育成部会（以下「部会」という。）に関することを定める。

### 第2章 審議事項

**第2条** 部会は、国民体育大会等における競技者の育成・支援、情報の収集、分析及び提供等についての専門事項を審議する。

### 第3章 部会委員及び部会長

**第3条** 部会は、次の部会委員をもって構成する。

- (1) 国体委員会委員長が、国体委員会委員の中から指名する若干名の部会委員
- (2) 国体委員会委員長が、学識経験者の中から指名する若干名の部会委員

**第4条** 部会の部会長は、国体委員会委員長が国体委員会委員の中から指名した者があたる。

### 第4章 任期

**第5条** 部会委員の任期は、委嘱日から開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任は妨げない。

### 第5章 部会

**第6条** 部会は、必要に応じ部会長が招集し、議長となる。

**第7条** 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決定する。

**第8条** この部会に、部会の決議を経て、必要な会議体を設けることができる。

### 第6章 補則

**第9条** その他部会について必要な事項は、国体委員会で定める。

#### 附則1

1. この規程は、平成29年4月20日から施行する。

#### 附則2

1. この規程は、平成30年6月14日から施行する。

ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト  
対象者選考会議設置要項

(目的)

第1条 ジャパン・ライジング・スター・プロジェクトにおける対象者を選考するため、「J－STARプロジェクト対象者選考会議」（以下「選考会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 この選考会議は、J－STARプロジェクトの対象者となる者を選考し、決定する。

(選考基準)

第3条 選考基準は、この選考会議で定める。

(委員)

第4条 この選考会議に、次の委員を置く。

委員長 1名

委員 若干名

2. 委員は、競技者育成部会にて選任する。
3. 委員長は、競技者育成部会長がその任に当たる。

(招集)

第5条 この選考会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(補則)

第6条 その他選考会議に必要な事項は、競技者育成部会で定める。